

令和 7 年 2 月 28 日

長野県議会（定例会）会議録

第 8 号

令和 7 年 2 月 第438回長野県議会(定例会)会議録 (第 8 号)

令和 7 年 2 月 28 日 (金曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志
人事委員会委員長 青 木 悟

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子

議事課委員会係長 風 間 真 楠
議事課担当係長 萩 原 晴 香
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

令和7年2月28日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情提出報告、委員会付託

議員提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）おはようございます。自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

まず、気候変動と従来型山岳観光の今後について伺います。

長野県には、豊かな自然、美しい農村景観、歴史や伝統文化、さらには健康長寿の暮らしなど、世界に誇れる資源が数多く存在しており、これらの資源に魅せられ、多くの観光客が訪れております。本県が誇る多様な資源を、世界のここにしかない独自の価値として県民が再認識し、誇りある観光資源として磨き上げるとともに、地域住民及び来訪者にとって心地よい空間を形成することが今後の長野県にとって極めて重要であると考えております。

観光産業が本県の基幹産業の一角を担うことは、言うまでもありません。長野県は日本有数の山岳高原地帯であり、総じて標高が高い地域です。全国に23座ある標高3,000メートル峰のうち15座を有し、まさに日本の屋根と呼ぶにふさわしい地域と言えます。

また、冬季には上質なパウダースノーが積もるスノーリゾート地である白馬や、標高2,500メートル級の山岳地帯を交通機関のみで移動する黒部アルペンルート、さらには、夏季でも冷涼な軽井沢や蓼科をはじめとする避暑地、渓谷に清流や高峰、森林が密集し、独自の眺望を見せる上高地など、これらの環境や美しい景観は、いずれも世界に誇る魅力を有しております。また、山岳高原地帯には、中部地域のみに生息するニホンライチョウや、世界的にも寒冷な地域に生息するニホンザルなど、珍しい動物や高山植物が確認されております。

さらに、水や森林等の豊かな恵みの下で、日本一の長寿を生み出す生活環境が育まれています。そこには、高原野菜や果物等の農作物、工芸技術、食文化といった里山の暮らしや、山岳信仰など数々の文化も非常に高い価値を提供する資源となっています。

県としても、アフターコロナ時代を見据え、観光産業の再生と持続可能な発展を目指し、令和6年度長野県観光振興アクションプランを策定し、観光地域づくりの推進、プロモーション展開、インバウンド推進等に努めております。世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるため、県内の豊かな自然環境や山岳高原、歴史、伝統文化、農村景観といった長野県ならではの資源を最大限に活用し、国内観光の推進や地域間連携の強化に重点的に取り組んでいると承知しております。

一方、近年、気候変動の影響が世界各地で顕在化し、様々な変化をもたらしております。長野県内においてもその影響は顕著であり、これまでの従来型山岳観光だけでは本県観光の魅力維持が困難になりつつあると危機感を抱いております。

例えば、白馬、志賀高原、野沢温泉などにおいて11月から12月にかけて十分な積雪が得られず、スキー場の営業開始が遅れる年が目立っております。また、標高1,000メートル以下のスキー場では積雪不足がより深刻となり、人工降雪機に頼らざるを得ない状況です。そして、かつては5月まで滑走可能であったスキー場も4月中旬で営業を終了する事例が増加しております。

加えて、夏季においても、千畳敷カールでは雪解けが例年より早く進行し、高山植物の開花時期や紅葉の時期も変動が見られます。さらに、美ヶ原や霧ヶ峰の低山では猛暑日が記録され、登山客が熱中症により搬送される事例も発生しております。

このように、気候変動により本県の山岳観光に多様な影響が出ている現状に鑑み、私は、今こそ気候変動に対応した新たな山岳観光モデルの構築が不可欠であると考えます。具体的には、雪不足によるスキー観光への支援と、冬季でも楽しめるネイチャーツアー、温泉、食文化体験など冬型観光モデルへの転換、ワーケーションやエコツーリズムなど自然と調和した新たな観光スタイルの推進、地域ガイドやアウトドア事業者など地域産業との連携によるアクティビティーの開発などの取組を県として強力に後押しすべきではないかと考えます。

そこで、下記の点について伺います。

まず、気候変動が観光産業に与える影響についてどのように捉えているのか。また、スキー場など冬季観光収益の減少に対しどのような取組を進めるのか。

次に、長野県の観光産業発展に向けた気候変動対応型の誘客や、ワーケーション、エコツーリズム等の新たな観光スタイルの普及について、新たに導入を検討している宿泊税の活用も視野に入れ、どのように展開策を考えているのか。以上2点について加藤観光スポーツ部長に伺います。

次に、山岳観光や地域の特色ある低山観光に伴う遭難事故の増加とその対策について伺います。

長野県警の発表によれば、近年、山岳及び低山での遭難事故は増加傾向にあります。特に、遭難者の7割以上が50歳以上の高齢者であり、また、山菜取りやキノコ取りによる道迷いや滑落の事例が目立っております。山菜取りは、登山とは異なり、危険行為という認識が薄れやすく、山に慣れていない初心者が気軽に参加してしまうこともあり、対策が後手に回っている現状が見受けられます。

そこで、携帯電話が通じない携帯電話不感地域の解消や、GPS機器やホイッスルの普及促進、安全講習会の開催並びに自治体や警察との連携による安全ルールの策定などの対策のさらなる推進が必要と考えます。

そこで、以下の点について伺います。

まず、遭難救助活動におけるドローンや位置情報システムなどDX技術の活用状況と今後の展開について鈴木警察本部長に伺います。

次に、山道、雪山及び山菜取りエリアにおける携帯電話不感地域の現状と取組について、県内の状況を中村企画振興部長に伺います。

また、道迷い防止機器の普及啓発、雪山遭難対策用ビーコンの携帯の徹底、安全講習会の開催等、特に高齢者や初心者向けの安全対策について、県の今後の取組を加藤観光スポーツ部長に伺います。

次に、伊那谷、伊那バレーの観光振興について伺います。

私の地元である上伊那地域を含む伊那バレーには、中央アルプスや南アルプスといった雄大な山々、里山文化や食文化、温泉など四季折々に楽しめる多彩な観光資源がございます。しかし、これらの地域資源を各町村単独で発信しているだけでは、県外やインバウンド観光客を十分に引きつける力は不足していると考えます。

また、今後、リニア新幹線の長野県駅、山梨県駅や岐阜県駅の開通に伴う観光振興策について地域振興局を中心に明確なロードマップを作成するなど、具体的な振興策を講じることが必

要です。私は、伊那バレー全体で広域かつ一体的な観光振興の取組並びに県外、海外への積極的な情報発信の強化が必要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

まず、地域資源を生かした観光商品の開発やイベント開催支援等、伊那バレーにおける国内の観光誘客及びインバウンド誘致の取組について伺います。

次に、東京圏、名古屋圏、静岡県など近隣地域との連携による広域観光ルートの整備についてどのようにお考えか。以上2点を加藤観光スポーツ部長に伺います。

最後に、リニア新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、中央アルプス、南アルプスを有する上伊那地域を含めた伊那バレーの世界も視野に入れた観光の可能性及びこの地域での県の取組の方向性について阿部知事の見解を伺います。

次に、長野県救急安心センターについて伺います。

長野県では、令和5年10月に長野県救急安心センター「#7119」を開設しました。#7119は、救急車の適正利用を促進し、県民が安心して適切な医療を受けられる環境整備を目的としています。急な病気やけがに直面した際、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかといった判断に迷うことが多く、特に、夜間や休日では相談可能な医療機関が限られているため、不安を抱えながら対応を迫られるケースが少なくありません。

#7119では、看護師などの専門スタッフが電話相談に応じ、救急車を呼ぶべきか否かの助言や適切な医療機関の案内を行うことで、住民の不安軽減と医療機関の負担抑制を目指しています。

また、長野県は観光地としても多くの人々が訪れる地域であり、外国人観光客の増加や高齢化の進行に伴い、多言語対応や高齢者に配慮した医療相談体制の強化が求められています。#7119では、英語、中国語、ポルトガル語など12言語に対する仕組みを整え、外国人や観光客にも適切な医療アドバイスが提供できる体制を確立しています。

11月定例会の一般質問において、清水純子議員が#7119の年間相談件数について伺われていたとおり、一昨年の10月から1年間の相談件数は1万2,193件となり、当初予想していた年間8,000件を大きく上回る1.5倍超となっております。相談の内訳を見ると、24.8%、3,022件は119番通報を推奨され、逆に、61.3%、7,474件は救急車を呼ばずに適切な受診を勧める対応が行われています。これは、不要な救急車の出動を抑え、より緊急度の高い患者への迅速な救急医療提供に寄与していると考えられます。直近3か月の相談件数も、令和6年11月は971件、12月は1,182件、先月の1月は1,347件と、月ごとのばらつきはあるものの、おおむね1,000件以上の相談が安定的に寄せられており、県民の利用ニーズの高さがうかがえます。

しかしながら、県政アンケート調査では、#7119について「利用したことがある」が4.2%、

「知っているが利用したことがない」が20%、「知らないし、利用したことがない」が75.8%という結果となり、知名度の低さが課題として浮上しています。

今後、高齢化社会のさらなる進展に伴い、高齢者の救急医療ニーズは増加すると予想されます。また、長野県が観光立県として成長し、より多くの外国人観光客が訪れるようになれば、救急医療の需要も確実に増加することとなります。この状況下において、観光客が安心して医療を受けられる環境整備と、緊急医療需要が増加しても高齢者を含む県民が不自由なく医療を受けられる体制の維持が重要です。これが確立されることで、長野県に住む人々が安心・安全、快適な生活を実現できると考えます。そのためにも、長野県救急安心センター「#7119」のさらなる発展と機能強化が不可欠であると認識しております。

現在、先ほど述べたとおり、#7119の年間相談件数は当初予想を大幅に上回っており、救急車の適正利用促進や県民の医療アクセス向上に大きく貢献しています。しかしながら、県政アンケート調査では、知名度が依然として低く、75.8%の県民が#7119を知らないと回答していることから、広報活動のさらなる強化が求められます。

また、#7119の利用者増加に伴い、相談員の確保やサービスの質向上、開設時間の拡充なども検討すべき課題となっています。さらに、救急安心センターと消防機関、医療機関との連携強化を推進することで、限られた医療資源をより効果的に活用し、県民に対して適切な医療アドバイスを提供する体制を整備する必要があります。

こうした課題を踏まえ、#7119の広報活動の強化や今後の運用改善、119番や医療機関との連携などについて、以下3点について伺います。

まず、高齢者、外国人への周知と対応強化について伺います。今後、高齢化の進行により増加する高齢者救急への対応や、在住外国人、そして観光客の増加を考慮すると、高齢者や外国人が緊急時に適切な対応を取れるよう周知や対応を強化する必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、相談件数の増加を見据えたサービス向上について伺います。

#7119の相談件数は既に当初予想を上回っており、今後、認知度向上により、さらに増加することが予想されます。相談件数増加に伴い、現行体制のままでは相談対応の質の低下や対応時間の制約による不便さが生じるおそれがあります。そこで、相談件数増加に対応すべく、相談員の増員、相談の質の向上及び開設時間の拡充など今後のサービス向上策についてどのような方針をお持ちか。伺います。

最後に、消防・医療機関との連携強化について伺います。

#7119の最大の役割は、緊急度の判断を行い、適切な医療機関へとつなぐことにあります。消防や医療機関との連携を強化し、迅速かつスムーズな情報提供体制を構築することが重要で

す。地域の限られた医療資源を有効に活用し、より適切な相談対応を実現するため、消防・医療機関との連携強化についてどのような対策を講じていくか。以上３点を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には五つの質問でございます。順次お答え申し上げます。

まず、気候変動が観光産業に与える影響についてでございますけれども、このまま温暖化が進行した場合は、本県の観光の強みであります自然景観、アウトドアアクティビティーなどへの影響や観光スタイルの変化が懸念されるところでございます。特に、気候変動の影響を受けやすいスキー産業では、営業日数の減少のほか、人工降雪機等の設備投資や運用への負担が増すなど、その経営環境の厳しさが増すおそれもございます。

そのため、取組といたしまして、県では、これまで、スキー産業をはじめとするアクティビティー事業者に対しまして、年間を通じた誘客促進や収益の幅を広げるため、グリーンシーズンやノンスキーヤー向けのコンテンツの創出など新たな事業展開を支援してまいりました。また、今年度から新たにスノーリゾート再構築支援アドバイザーを設置し、スキー場におけるグリーンシーズンの集客策や地域における戦略の策定も支援しているところでございます。

このほか、県、長野県索道事業者協議会、市町村などで構成されます「スノーリゾート信州」プロモーション委員会におきましても、気候変動に関する勉強会や環境に配慮した取組事例の共有などを進めているところでございまして、今後も、スキー場をはじめ、冬季観光の持続可能な運営が図られるよう取り組んでまいります。

次に、気候変動に対応した誘客や新しい観光スタイルの展開についてということでございます。

県では、気候変動への対応などＳＤＧｓに配慮した観光地域づくりが重要だと考えておりまして、令和５年度から、エコツーリズムなどを推進する県内７地域を対象に、持続可能な観光に関する国際認証の取得に向けた取組への支援を進めております。

また、昨今の猛暑や観光スタイルの変化などを踏まえまして、本年開催されます大阪・関西万博などの機会を通じ、本県の涼しさや爽やかさなどの強みをアピールするとともに、本県ならではの自然や文化体験などを体験するエコツーリズムを発信していきたいと考えております。

また、今後、宿泊税を活用する事業の一例といたしまして、観光施設や宿泊施設の滞在環境の整備を掲げておりますけれども、宿泊施設におけるワーケーション環境の充実なども想定しておりますので、新たな観光スタイルの普及に向けまして、市町村や事業者などとも連携し、成果が発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者や初心者向けの安全登山の推進に向けた取組ということでございます。

山岳遭難の傾向といたしまして、令和6年の状況を見ますと、遭難者全体の44.6%を占める60歳以上では、体力不足や体調不良などを原因としており、また、初心者では、技術や体力に見合わない山選び、準備不足によるものが多く発生しております。こうした観点から、県では、主に高齢者や初心者向けに県山岳総合センターで開催いたしました安全登山教室などの機会を通じまして、技術や体力に適した山選びを促す信州山のグレーディングの紹介や、登山地図アプリ等の活用方法、道迷いを防ぐための技術指導などを行っており、冬山登山向けにはビーコンの使い方など雪崩対策の研修を実施しております。

来年度は、こうした取組に加えまして、最近の山岳遭難の実態を踏まえまして、発信力のある登山専門誌や専門情報サイト、SNSなどを活用して必要装備などの対策に関する啓発を強化することで登山者の行動変容を促すこととしておりまして、今後も関係者と協力して効果的な対策を検討し、実施してまいります。

次に、伊那谷の広域連携の誘客についての御質問でございます。

本県の南の玄関口に位置します伊那谷。伊那バレーという言葉もございますけれども、この地域は、千畳敷カールをはじめとする雄大な自然、日本一きれいとも言われる星空、大鹿歌舞伎などの民俗芸能、そして市田柿やコイ料理といった食文化など観光資源を数多く有しており、今後は、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通など、将来も見据え、受入れ環境整備や観光商品の開発に取り組む必要があると考えております。

そのため、関係する地域振興局が連携し、上伊那、下伊那、木曾を巡る周遊コースのモニターツアーの実施を支援しているほか、県観光機構と連携して大都市圏での商談会や旅行代理店へのキャラバンにより地域の観光コンテンツを販売しており、また、インバウンドの誘客ということでは、県観光機構に設置しましたナガノトラベルオペレーションセンターにおきまして伊那谷の伝統的な祭りや里山トレッキングなどのコンテンツを販売しております。

このほか、南信州広域連合が大都市圏で実施するイベントに対しまして南信州地域振興局や県の県外事務所が開催を支援しておりまして、多くの方々に対して伊那谷、伊那バレーの魅力が効果的に伝わりますよう、県と市町村が連携し、国内外からの誘客に努めてまいります。

最後に、隣接県と連携した広域観光ルートについてということでございます。

本県は、全国で最も隣接する県が多く、また、本州の中央部に位置するということで、大都市圏からのアクセスにも恵まれるなど、広域観光ルートの整備に適した環境を有しており、また、広域観光ルートの整備や旅行者の増加にとどまらず、長期滞在型観光の推進や新たな観光資源の掘り起こしにもつながる重要な取組であると認識しております。

このため、これまでも、本県を含む中部北陸地方の9県が連携した昇龍道、松本市と岐阜県高山市をつなぐ松本高山Big Bridge、県北部と新潟県にまたがる信越自然郷など、

地域の強みを生かした広域観光ルートが設定されており、県では、新潟、山梨、静岡と共に、各県の金山をつなぐ黄金K A I D Oなども設置しておりますけれども、今年度は、このルートを基に、伊那谷を含む県内でのスタンプラリーを実施し、広域的な周遊の促進に努めてまいりました。

今後とも、隣接する県との関係を密にするとともに、市町村や観光団体とも連携し、訪れる方にその魅力を訴求し、何度も訪れたい、長く滞在したいと感じさせる魅力的な広域ルートの整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には遭難救助活動におけるD X技術の活用について御質問いただきました。

まず、遭難救助活動におけるドローンの活用について御説明いたします。

県警山岳安全対策課においては、令和3年3月から山岳遭難救助活動用にドローンを保有しており、これまで、必要な場面に応じて行方不明者の搜索活動に活用しているところです。

次に、遭難救助活動における位置情報システムの活用について御説明いたします。

昨今、登山者の間では、民間の運営する登山用の地図アプリの利用が急速に普及しており、これは、スマートフォンのGPS機能を活用して、利用者がリアルタイムに現在地を把握できる位置情報システムで、本県警察では、全国警察に先駆けて、主要な登山地図アプリ運営会社と協定を締結し、万が一利用者が遭難した場合は、位置情報等の提供を受け、搜索救助活動に活用しているところです。また、この協定に基づき、これら地図アプリ会社を通じ、遭難防止に有効な情報発信も行っています。警察としましては、今後も遭難救助活動に有効な技術は積極的に活用し、引き続き安全かつ迅速な救助活動を推進してまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には山岳における携帯電話不感地域の解消に係る現状と取組について御質問いただきました。

総務省の調査によると、県内の携帯電話利用可能エリアの人口の割合は令和3年3月末現在99.8%となっており、居住地域のほとんどがカバーされている一方で、人が住んでいない地域では、地理的条件や事業採算性の問題などにより、不感地域となっているケースがあるものと承知しております。このため、これまで、通信事業者に利用可能エリアの拡大を要望するほか、市町村による基地局等の整備に対して国と共に必要な財政支援を行ってきたところです。

また、令和4年度からは、総務省信越総合通信局が通信インフラ整備を効果的に推進するために設置したワーキンググループに参加し、不感地域の解消を要望する市町村と共に、国や通

信事業者と費用負担の在り方や国立公園に係る規制等に関して個別に協議を実施しております。県としては、このワーキンググループも活用しながら、市町村と共に山岳地帯を含む不感地域の解消に取り組んでまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には伊那谷の観光の可能性と県の取組の方向性という御質問をいただきました。

垣内議員の御質問でもるる述べられたように、伊那谷は観光資源が非常に豊富な地域だと思っております。南アルプス、中央アルプスと二つのアルプスに抱かれており、日本の中でも有数の美しい景観、そして四季折々の自然環境に恵まれています。また、そうしたことを背景に、様々なアウトドアアクティビティーを楽しんだり、温泉でのんびりしたりということもできます。また、伝統芸能、そして農業が盛んな地域でもありますので、多彩な農産物やそれらを材料とする多様な食文化が育まれてきた地域だというふうに思っております。

農家民泊をはじめとする体験型の旅行プログラムや、伝統工芸品などを中心としたインバウンド向けの観光コンテンツなど、いろいろプロデュースをすると、もっともっと多くのお客様を引きつけることができる非常にポテンシャルに富んだ地域ではないかというふうに思っております。ただ、今の時点では、全国的、あるいは世界的な認知度という点では十分ではないというふうに認識しているところであります。

そうした中で、私としては、リニア新幹線はちょっと先に行ってしまいましたけれども、まさにこれから三遠南信自動車道をはじめとする交通体系が整ってくることにより、観光に限らず、産業や暮らしでも、これから20年、30年という長期を見据えたときに、長野県の中でこの伊那谷地域が最も大きく変化する地域だというふうに考えておりますし、また、そうした変化を県としても起こしていかなければいけないというふうに思っております。

先ほど知名度のお話もしましたが、やはり一番の課題は、大都市圏や海外からなかなかアクセスしづらいということだと思いますので、そういう部分が改善されれば、先ほど申し上げたようなポテンシャルをもっともっと生かしていくことができると考えております。

今、観光スポーツ部において、この上伊那や南信州地域における持続可能な観光地の国際認証取得の支援や、今年愛知県で開催される国内最大の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン」をはじめとする国内外でのPRの促進、さらには、これから宿泊税を課税させていただきますので、二次交通の充実やインバウンドの受入れ環境の整備にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

県知事の立場で長野県を見ていると非常に観光ポテンシャルに富んだ地域が多いのですが、長野県、信州全体で発信すると、個々の地域の個性や特性が薄まってしまうということがあり

ます。その一方で、77の市町村がそれぞれに発信するのはなかなか難しいというところもありますので、私としては、県全体を一律に見るのではなく、ある程度広域の単位で、地域の素材や御指摘いただいたポテンシャルをしっかりと念頭に置きながら、それぞれの地域ごとの観光戦略をしっかりと構築し、地域の皆様方と一緒にあってその実現に向けて取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。伊那谷の観光振興のために今後ともしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には長野県救急安心センターに関連して3点お尋ねがございました。

初めに、高齢者や外国人への周知や対応強化についてでございます。

救急安心センターの県民への周知は非常に重要と考えており、市町村広報紙への掲載や住民へのチラシの配付、医療機関や消防機関、行政機関へのポスターの掲示、ユーチューブでの広告配信などを通じて多くの県民の目に触れるよう広報を展開しております。

実際の利用者を見ますと、開設から1年間で、相談対象者の子や孫からの相談が1,691件で全体の13.9%を占めるなど、高齢者の症状に関する相談を子供などの若い世代が行っている状況があり、全ての世代への周知が重要と認識しているところでございます。

高齢者や外国人を含め、全ての方が長野県救急安心センター「＃7119」を適切に活用していただけるよう、特に、高齢者に向けては、市町村広報紙への掲載依頼やチラシの配付等を継続して行い、目に触れる機会を増やすとともに、外国人に向けては、県ホームページ等を通じ、利用方法や、日本語以外でも相談ができることなどについてやさしい日本語や多言語での発信も行うなど、引き続き広報に力を入れ、救急医療機関や消防機関の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

次に、今後のサービス向上策についてでございます。

長野県救急安心センターは外部委託により運営しており、所定の研修を修了した看護師が相談員として対応しております。研修では、基本的な電話対応やシミュレーション訓練のほか、長野県の地理的条件等を考慮して医療機関を案内できるよう、本県の特徴等についても取り扱っております。このほか、スーパーバイザーによる相談員への個別フィードバック、事例検討研修やロールプレイングなど定期的な研修により、相談員の質の向上とともに、相談対応後の処理時間の短縮などの業務効率化による相談件数の増加を図っているところです。これまでの実績を見ますと、応答率は80%を超えており、相談にはおおむね対応できているものと考えておりますが、相談員の増員や開設時間の拡大につきましては、開設から約1年半が経過したと

ころであり、今後の相談件数の推移や事業の効果等の検証を行った上で検討してまいります。

最後に、消防や医療機関との連携強化についてでございます。

初期救急、2次救急は、主に医療圏ごとに輪番などによる体制が整備されていることから、救急安心センターでの医療機関案内に当たっては、広域連合や消防機関、医療機関と連携して対応しているところでございます。また、各機関には、県が作成したポスターの掲示やチラシの配布など広報にも御協力いただいております。さらに、地域の救急医療機関や消防の代表者から構成される長野県メディカルコントロール協議会において相談実績等を報告し、センターの運営について御意見や要望を伺っております。

今後は、地域医療構想調整会議等も活用しながら医療圏単位で実績等を共有し、症状や緊急度に応じて、より適切な対応を案内できるよう議論いただくなど、地域ごとに消防機関や医療機関との連携を促進し、救急の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

長野県救急安心センターに関しましては、今後の医師不足や医療資源の偏在など、本県が抱える医療問題の解決に向けて#7119の役割は極めて重要であると考えております。県民一人一人の安心と安全、そして快適な暮らしを実現するために、#7119のさらなる発展に向け、県の多方面からの支援を期待するとともに、本県がこれからますます世界水準の山岳高原観光地として発展するためにも救急医療体制の充実は不可欠でありますので、今後もさらなる取組をお願い申し上げます。

そして、さらに、人口減少・少子高齢化が進む時代に長野県がさらに発展するためには、オールシーズン滞在型の観光へと転換し、世界水準の滞在型観光地を目指すことが最も効果的な近道だと考えております。本県が誇る豊かな自然、美しい農村景観、歴史や伝統文化、さらには健康長寿の暮らしといった資源を県民が再確認し、誇りある観光資源として未来に向けて磨き上げていくことが不可欠です。

阿部知事の答弁でも、変わらなければいけないということでありましたが、気候変動や急速に変化する世界情勢の中で、多様化を生かし、時代に合わせて進化を続けなければ、継続的な成長は望めません。今後、世界に誇る伊那バレーや世界水準の滞在型観光立県の実現に向け、行政、民間、地域が連携し、県全体で取り組んでいくことが必要です。

改めて県民の皆様にもさらなるお取組をお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、青木崇議員。

〔7 番青木崇君登壇〕

○7 番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。通告に従いまして、今回は信州まつもと空港一本で質問させていただきます。

これまで、松本空港については、信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針に基づいて各施策が進められてきました。現在、発着枠の拡大について、空港周辺地区、地元対策委員会との協議を交通政策局で進めていただいております。

そして、航空業界にとって大変厳しい期間であったコロナ禍を経て、あらゆる障壁を乗り越えながら国内・国際チャーター便の就航に積極的に調整していただいていることなど、交通政策局におかれては、松本空港活性化のために万難を排して取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

新年度予算において、空港駐車場拡充や安全関連施設の更新に関する予算が計上されるとともに、空港ビルや駐機場などの空港機能強化に係る概略検討に取り組むことも発表されています。これらの取組の進展や、コロナ後の好調な空港利用状況もあって、空港に対する県民の期待は新たなステージに入ってきたと感じています。

先月、長野県議会議長野沖縄交流促進議員連盟による沖縄訪問に私も参加させていただきました。今回の新年度予算案には、沖縄との交流に関する新規事業が計上され、今後さらに沖縄との交流促進が図られることが期待されます。

そして、訪問先における風間議連会長の御挨拶にもありましたが、沖縄交流促進のためには、松本空港の設備改修や機能強化が必要であるという認識が今回の訪問で広く共有されました。このことは、これまで空港活性化に腐心してきた地元関係者にとって本当にありがたい一歩になったと受け止めています。

昨年末には、松本空港に就航している航空会社、F D A の鈴木与平会長をはじめ、役員の皆さんと政調会メンバーで意見交換をさせていただく機会がありました。鈴木会長からは、F D A として全国の地方空港同士を結ぶリージョナル航空によって地方空港を生かした地方創生に取り組まれているということ、松本空港に高いポテンシャルを見いだしていること、そして、F D A が松本空港で就航先都市との都市交流を連携して進めていること、これを「松本モデル」と称していますが、その松本モデルの展開の可能性などについて御意見をいただいたところであります。

松本空港は、2009年、当時就航していた J A L が撤退を表明し、定期便が消滅する可能性があったところ、F D A によって廃港の危機を乗り越えた経過があります。そして、厳しい新型コロナウイルスの時代を乗り越えて、昨年度には過去 2 番目となる空港利用者数を記録いたしました。

先ほど紹介した F D A の連携による地方空港の就航先都市同士における都市交流、こちらは

松本モデルと称して展開されてきており、さらなる地方連携の広がりも期待されているところでもあります。F D Aは、我々の地域にとっての強力なサポーターとして松本空港の発展を牽引されてきたと言えます。

そこで、阿部知事に質問いたします。

廃港やコロナ禍の危機を乗り越えて松本空港にて松本モデルを展開してきたF D Aに対する知事の受け止めについて、その見解をお伺いいたします。

続きまして、空港活性化の取組状況について4点質問いたします。

まず、沖縄定期便に向けた取組状況についてです。

1月の長野県議会議長野沖縄交流促進議員連盟による沖縄訪問の際、沖縄県との交流促進の上で、定期便の就航が重要である、機能強化が必要であるということが共有されました。沖縄定期便化に向けた課題とポイントを何と捉え、来年度以降どのように取り組んでいくのか。お伺いいたします。

次に、空港国際化に向けた取組について伺います。

コロナ以降、4年8か月ぶりの国際チャーター便となった昨年9月のモンゴル便就航が実現し、入国審査用施設も完成いたしました。県としてさらなる国際チャーター便就航に向けて取り組まれているところだと思いますが、国際チャーター便就航に向けた現在の取組状況について伺います。

続いて、空港の利用促進策について伺います。

松本空港活性化の機運醸成に伴って、周りでも松本空港を利用する方が増えてきていると感じます。初めて松本空港を利用したという方からお聞きするのは、空港から他都市に直接行けることがこんなに便利だとは思わなかったということです。

一方で、今まで松本空港を使ったことがないという人にその理由をお聞きすると、航空運賃が高いということがよく挙げられます。他の交通手段と比べたときの航空運賃の高さがハードルとなっているようですが、空港を利用して初めてその利便性を実感するということがあって、最初の利用を後押しすることが今後の利用促進につながるものと考えます。

4月13日に開幕する大阪・関西万博を控える中、特に神戸空港との連携や、神戸便の利用促進をそのチャンスとして活用することが重要です。この機に、県民に運賃に見合う利便性を実感してもらう施策を講じるべきと考えますが、見解をお伺いします。

そして、これから長野県内では各種の大規模大会が開催される予定となっていますが、その契機を生かすことも重要です。2027年には諏訪圏域にて日本青年会議所全国大会、同年には松本市で全国商工会議所観光振興大会、翌2028年には信州やまなみ国スポ・全障スポが開催されるなど、今後、全国から人々が集まる大会の機会が予定されています。このような県内で予定

されている大規模大会について、各団体との中長期的な連携などにより、利用促進や新規路線開拓などの空港発展の機会として生かすべきと考えますが、今後の対応についての見解をお伺いします。以上4点、小林交通政策局長に伺います。

ここまで、交通インフラとしての空港の取組について取り上げてまいりましたが、少し視点を広げて、空港を軸とした周辺の産業振興の可能性について質問したいと思います。

空港を観光・交通路線として期待する声とともに、空港の特性を生かして、成長性のある産業の立地や周辺に広がる優良農地を生かした農業振興を期待する声が上がってまいりました。好調な空港の利用状況と、空港の発展に向けて県が本腰を入れて取り組んでいただいていることを受けて、空港による地域発展、経済成長の可能性を徐々に見いだすことができるようになってきたのは、これまでの県による取組成果の表れでもあると思っています。そこに対する県の評価について見解をそれぞれお伺いいたします。

まず、次世代空モビリティなどの航空宇宙産業の可能性についてです。

長野県では、次世代空モビリティ、いわゆる空飛ぶクルマについて、これまでの航空宇宙産業の振興や長野県の強みである製造業を生かした取組を踏まえ、本格的な社会実装を目指しているところです。これまでは将来の夢として長く構想されてきた空飛ぶクルマですが、日本各地で有人飛行の実証実験が報じられるようになり、2030年にかけて社会に広がっていく見通しであるとされています。

長野県は、低気温で標高も高く、山岳地帯を擁していることから、その実証実験や研究に取り組むには適した土地であると評価する向きもある中、次世代空モビリティ、特に空飛ぶクルマの社会実装を県として今後どのように進めていかれるのでしょうか。そして、空港周辺の空域を活用した空飛ぶクルマの社会実装に向けた実証実験の展開の見解について、2点を中村企画振興部長に伺います。

先般、新千歳空港の近くに立地する最先端半導体工場のラピダスを視察させていただく機会がありました。国産の日の丸半導体を再び世界のトップランナーに押し上げようとする、国による補助金を含め、総投資額5兆円となる一大プロジェクトであり、地域経済や関連企業へのインパクトは、熊本の半導体工場、TSMCのそれをはるかに上回るものとされています。

空港を活用した製品の輸送を行うことも見据えてのことですが、空港近くに工場を構える県内事業者のお話をお聞きすると、松本空港での貨物輸送は検討したことがないといいます。現時点の空港設備の制約において貨物輸送の可能性は厳しいという見通しが示されているところではありますが、松本空港周辺の工業団地における現状も含め、産業立地や輸送に期待する声も多くあり、その可能性について確認させていただきたいと思います。

空港周辺に、半導体産業や、先ほどの次世代空モビリティをはじめとした航空宇宙産業な

どの高付加価値産業を立地したり、次世代交通手段の研究施設を立地することの可能性についての見解をお伺いいたします。また、それらの空港による貨物輸送の可能性について、併せて2点を田中産業労働部長に見解をお伺いしたいと思います。

また、松本空港周辺には優良農地も広がっています。昨今の空港発展をチャンスと捉えて、地域の農業振興につなげられないかと高い意欲を持った農家の方々からお話をお聞きしています。農産物輸出や農業体験、農泊など、空港を活用した様々なアイデアを出し合って企画の可能性を模索、検討されているところです。

松本地域は優良な農産物が生産されていることから、松本空港を活用した農業振興の観点として、将来を見据えた農産物輸出の可能性やアグリツーリズムの展開について県としてどのような取組が考えられるか。小林農政部長にお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、まず、松本空港に関連して、これまでのF D Aの取組等に対する受け止めという御質問をいただきました。

平成22年、日本航空が松本空港から撤退した後、同年6月にF D Aに就航いただき、本年は15周年に当たるわけであります。今日の松本空港がありますのは、まさに鈴木与平会長をはじめとするF D Aの皆様方のおかげだというふうに認識しております。就航する定期便がなくなるという松本空港最大の危機を救っていただくとともに、コロナ禍の航空需要減少の中でも、神戸便の複便化など積極的な路線拡大を進めていただき、利用者数を増やしていただいたというふうに改めて深く感謝を申し上げたいと思っております。

また、地方と地方を結ぶ交流のかけ橋となるという企業理念を掲げて、東京を中心に放射状ネットワークで地方を結ぶハブ・アンド・スポークではなく、地方空港間をダイレクトに結ぶローカル・トゥー・ローカルを追求されてこられた姿勢に心から敬意を表したいと思っております。

さらに、リージョナルエアラインとして、私ども長野県や松本市とも共同して都市間交流による地域活性化に取り組んでいただいていることにも改めて感謝を申し上げます。F D Aの皆様方には、松本空港を本当に長い間支えていただいているということに改めて深く感謝しているところでございます。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には松本空港に関して4点御質問を頂戴しました。

まず、沖縄への定期便化に向けた課題とポイントや来年度以降の取組ということでございま

す。

本年1月の知事の沖縄訪問に私も同行しまして、沖縄県の経済関係者の方々と昨年に続きまして意見交換を行ってきたところでございます。交流拡大に向け、松本空港への期待を感じる一方で、チャーター便の増便や将来の定期便の実現に向けては多くの課題が残っていると改めて認識したところでございます。

日本トランスオーシャン航空、JTAや沖縄ツーリストからは、まずチャーター便増便の課題としまして、松本空港の標高、滑走路長等立地上の制約により搭乗制限が生じるため、さらなる支援がなければ採算が確保できないということや、チャーター便の就航時期が限られる中、北海道等他地域への航空需要との競合があることのほか、パイロットの確保が厳しい状況、それから保有機種を増やす場合のコスト問題などが指摘されたところでございます。

また、定期便就航の課題としましては、航空会社の採算確保が前提であり、特に沖縄から長野への恒常的かつ安定的な需要が見込めることが最大の条件であるということも指摘されたところでございます。こうしたことから、搭乗制限に伴う旅行会社、航空会社への支援の強化を検討するとともに、関係部局と連携しまして、冬の観光資源のPRの強化や物産を通じた経済交流の拡大を図り、観光ビジネス需要の掘り起こしを行っていく所存でございます。

続きまして、国際チャーター便就航に向けた現在の取組状況でございます。

現在、さらなる国際チャーター便の就航に向けまして、東アジアの航空会社や旅行会社に対して誘致活動が続けているところでございます。

まず、台湾につきましては、昨年12月に知事によるトップセールスを行い、タイガーエア台湾の幹部に対して機材の手配や空港の視察を要請し、現在、台湾の旅行会社から、タイガーエア台湾に対して秋冬のチャーター便の就航が申請されている状況でございます。

韓国につきましては、韓国LCCとの調整が進展しておりまして、昨年末にチャーター便の就航が計画されたところでございますが、政治情勢の影響により延期されまして、現在、情勢を注視しつつ、早期の就航実現に向けて再度調整を進めているところでございます。

また、昨年9月に就航しましたモンゴル便につきましては、2年連続となる運航に向けて計画が進んでいるところでございます。

加えまして、海外の航空会社だけでなく、国内の航空会社も国際チャーター便の運航に関心を示し始めており、県内旅行会社と連携してその可能性を探っているところであります。引き続きこうしたチャンスを逃がさず、就航の働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、神戸便の利便性を実感してもらう利用促進施策についてでございます。

松本空港の定期便のうち、特に神戸便はフライト時間が60分と非常に短く、実際に利用いただいた方々からは、その利便性を高く評価いただいているところでございます。こうしたこと

から、議員御指摘のとおり、まずは一度利用していただき、その利便性を実感してもらうことが利用拡大につながるものと考えておりまして、移動時間短縮などの利便性をしっかりとPRしていきたいと考えております。

また、2,800万人の来場者が見込まれております大阪・関西万博は、神戸便や伊丹便の利用拡大につながる格好の機会と捉えておりまして、これを契機に、航空会社との連携を強化し、県内旅行会社に万博ツアー造成の働きかけや、関西を訪れますインバウンドの長野県への誘客等に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、現在、神戸空港でFDAとスカイマークを乗り継ぐ全ての募集旅行において、預け入れ手荷物の引継ぎ、いわゆるスルーバゲージが可能となっております。利便性が格段に高まっていることから、今後、個人でも利用できるように働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、県内で予定されております大規模大会を契機とした利用促進策でございます。

今後県内で予定されております国民スポーツ大会や日本青年会議所全国大会などの大規模大会は、全国から多くの方の来県が見込まれており、松本空港の定期便の利用拡大が期待できるところでございます。そのためには、航空会社との連携協力が重要であり、信州やまなみ国民スポーツ大会等の大会準備委員会においては、輸送・交通専門委員として航空会社でありますFDAやJALにも参加いただいているところでございます。

今後、国民スポーツ大会などに限らず、本県への移動手段として松本空港の定期便を活用してもらえよう、航空会社と連携し、旅行会社や大会主催団体などに対して路線をPRするとともに、県内での移動手段や宿泊施設等の情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。また、新規路線の開拓に向けた取組につきましても引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組等について御質問をいただきました。

広大な県土に急峻な地形が多く、移動や物流の制約がある本県において、空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティは、県民等の利便性の向上を図る手段として大きな将来性を有しているものと認識しております。このため、令和5年9月に、産学官が連携して、県内でのドローンや空飛ぶクルマの利活用を進める信州次世代空モビリティ活用推進協議会を設立し、昨年3月には、目指す姿の実現に向けたロードマップを作成し、取組を進めているところです。

その中で、空飛ぶクルマについては、官民連携で、運航主体となる事業者の誘致や離着陸場

等の整備に係る調査、実証実験などを行うこととしております。県として、今年度は実際に空飛ぶクルマを飛行させるなど、認知度向上を図るイベントを実施するとともに、飛行ルートや離着陸場の候補の調査等に取り組んでいるところであり、来年度は、事業化に向けた関連事業者のマッチングや実証実験を行う事業者への補助を実施したいと考えております。

議員御指摘の空港については、航空関連設備や人材の集積などから、空飛ぶクルマとの親和性は一般的に高いと認識しておりますが、空飛ぶクルマの社会実装に向けては、こうした観点はもちろん、地域や事業者の意向なども踏まえて検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には空港周辺の企業誘致と貨物輸送の可能性についてのお尋ねでございます。

この松本地域は、豊かな水資源や高度な技術力を有した企業の集積など、半導体産業の立地に適したポテンシャルを有している地域であり、また、空港周辺という地の利を生かし、航空機で輸送可能な精密部品や電子部品を製造する次世代空モビリティや航空宇宙産業など、高付加価値産業の立地の可能性があるものと認識しております。

あわせて、研究所の立地は、高度人材の集積や関連企業の新規立地が期待できることから、産業投資応援助成金におきまして他の施設よりも高い助成率と助成金額を設定し、インセンティブとして働きかけているところでございます。

また、空港における貨物輸送につきましては、松本空港に就航する航空機の構造上、貨物積載スペースが限られるなどの課題があるものの、良好な交通アクセスの活用により、迅速かつ効率的な物流ネットワーク構築の可能性も期待されるものと考えております。空港周辺の高付加価値産業企業等の誘致に当たりましては、関係市町村や東京、名古屋、大阪の県外事務所と連携して、松本地域が持つ強みと魅力をアピールしながら取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には松本空港を活用した農業振興についてのお尋ねをいただきました。

空港を活用し、安定的に農産物を輸出するためには、国際定期便の就航などの環境整備にとどまらず、輸出に向けた産地づくりも必要です。今後の動向を踏まえつつ、輸出先のニーズに合わせた生産や植物検疫の対応など、地域生産者の意向をお聞きしながら可能性を共に考えてまいります。

アグリツーリズムの展開に向けては、観光団体等が農業者と連携したワイナリーの見学や農

産物の収穫体験ツアーなど、地域の食を生かした新たな取組を支援しているところでございます。また、観光農園や農泊など農業と観光を組み合わせたコンテンツを県の観光サイト「G o N A G A N O」に掲載するなど、発信にも努めております。今後も、こうした支援を展開し、松本空港を生かした地域の農業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）ただいまF D Aへの知事の思いや、空港の取組状況、そして周辺の産業の可能性についてそれぞれ答弁をいただきました。沖縄の定期便化や空港の国際化、そして周辺産業の可能性に向けた県民の期待は大きく、着実にそれぞれ進めていただくことを改めてお願いしたいと思っております。

2回目の質問といたしまして、少し長期的な視点に立ったお話をさせていただきたいと思えます。

先ほど産業振興の可能性について質問させていただきましたが、今回話題として挙げさせていただきたいことが、今の交通インフラとしての空港の機能強化を進めていただくこと、これと併せて、交通インフラとしてだけでなく、空港を軸とした都市交流や産業振興、経済成長の可能性について、そのグランドデザインを県として持つておくべきではないかということであります。

私は、松本空港の発展・活性化に大きな関心を持っているのですが、なぜかといえば、この地方空港の発展は、圏域内の経済成長と、大都市圏に依存しない地方として自立する未来につながる大きな可能性があると考えているからです。

空港発展が地域にもたらす可能性は幾つか考えられます。一つは、F D Aが松本モデルと称する空港同士の都市間交流がさらに広がっていくことにより、地方の空港同士、あるいは世界の空港同士が直接つながっていく。この直接的な空路を介して、人的、文化的、経済的関係人口の増加により、思いもしないような化学反応や経済効果が期待できることにあります。

もう一つ、空港ならではの特性、機能を活用することで、観光、物流、農業などの産業振興による地域経済の大きな成長のチャンスを見いだすことができるということです。

また、交通という面から見ても可能性は広がります。松本地域は、高規格道路である中部縦貫自動車道をはじめとする道路整備が県内のほかの計画と比べて遅れてしまっています。また、特急あずさ・しなのなどの鉄路についても、今進んでいるリニアの整備や人口減少などに伴って、今後の影響を懸念する向きもあります。

そのような背景から、陸の孤島と称されることもある松本市であります。交通インフラとしての空港の機能が高まることは、松本空港や周辺地域への道路、鉄道などの交通アクセスを

強化する大きな説得力、推進力を将来的に持つことになると思います。

これから、人口減少下にあって、県として県土のグランドデザインを描くこととなっており、今年度より着手しているリニア駅周辺のグランドデザイン策定も進んでいます。長野県が、空港を一つの軸として全国や世界と直接つながり、各種産業や政府省庁機能の移転なども誘致、立地させていき、人的・経済的交流を深めていく。松本空港が長野県経済の成長と地方分権の象徴的な拠点の一つとなる未来のグランドデザインが描ければ、それはまさに地方創生の姿と言えるのではないかと考える次第です。

もちろん、現時点の空港の状況からすると、先ほども答弁がありましたとおり、そういった未来を描くには機能的制約が山積みで、クリアしなければならないハードルがたくさんあります。ただ、今の国政を見ていて感じることはありますが、これまでの延長線上の取組ではなかなか伝わらない局面が増えている時代にあり、私たちがこれから向かっていく未来の夢を語る、その上で現状の取組の理解を求めていくことは、政治の役割の一つであると感じています。今やらなければならないことについて、交通政策局には着実な積み上げをしていただき、それと同時に、未来の姿を描いて、そこからバックキャストिंगで取り組んでいくこと、こういうアプローチもあってほしいと思います。

また、地方管理空港は、県が管理者であって、なかなか国からの支援を得られにくいところではありますが、こういった自立した地方経済の実現を見据えたときに、東京一極集中の是正や地方創生の観点から、地方空港整備、機能強化に対する支援を国に対して求めることも必要になってくると考えます。

地元自治体を巻き込む必要のあるここまでの未来の話は、今回の質問ではお聞きいたしません。そんな未来を思い描きながら、本日は長期的な視点のスタートとして、まずはこの空港のもたらす地域の可能性について知事の見解をお聞きしたいと思っています。

そして、そのような未来を描くためにも、さらなる空港の発展のために必要なこととして、F D Aが県に対し要望している空港設備強化についてまずは対応していくことが求められます。地元関係者の中でも、今回の概略検討以降、抜本的な空港設備の施設整備につながっていく見通しについて、本当につながっていくのかと懸念される声もありまして、これから一定のビジョンと財源確保策に基づいて空港機能強化に取り組んでいただきたいと思います。

以上を踏まえまして、まずF D Aから出されている空港施設整備の要望に対する見解と今後の取組について阿部知事に御見解をお伺いいたします。そして、松本空港が周辺地域と長野県にもたらす可能性について知事はどのようにお考えか。阿部知事の見解をお伺いしたいと思います。

最後に、本日お話しした空港発展の未来を描くに当たっては、日常生活において騒音と向き

合う空港周辺の地元の皆さんの理解が不可欠であることを改めて認識しなければなりません。

先般、空港周辺地区で開催された市政懇談会に参加いたしました。1日20便への発着枠の拡大について協議を進めているところですが、地元住民のこれまでの空港との長い歩みについて理解してもらいたいということや、騒音の測定値と実態のギャップを現地でぜひ聞いてもらいたい、そういった意見が出されていきました。各関係者で丁寧に地元対応を進めていただいているからこそ、行政と地元の間で地元対応に関する認識のギャップを生まないように進めることが今後の空港発展の未来を描く上で改めて重要であると感じた機会でありました。

そこで、空港周辺の騒音の実態について、客観的な騒音値の測定だけでなく、地元の声に耳を傾け、これまでの地元住民と空港の歩みや思いを理解する姿勢が重要であると改めて考えますが、今後どのように取り組んでいくのかについて、こちらも阿部知事に見解をお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）松本空港に関連してさらに3点御質問を頂戴いたしました。

まず、F D Aから出されている空港施設整備の要望に対する受け止めと今後の取組という御質問でございます。

F D Aの鈴木与平会長からは、常々、信州まつもと空港を日本一美しい空港であるというふうに御評価いただいているところであります。こうした中、いただいた御提案や御要望は、鈴木会長をはじめ、F D Aの皆様方の松本空港に対する強い思いや期待が表れているものというふうに考えておりまして、我々としてもしっかり受け止めなければいけないと思っております。

F D Aからは、駐機場の拡張や誘導路の増設、待合ロビー等ターミナルビルの施設拡充などの御提案をいただいております、来年度実施予定の空港の機能強化に向けた調査の結果を踏まえ、できる限り御期待にお応えできるよう検討していきたいと考えております。

次に、松本空港が周辺地域と長野県にもたらす可能性についての見解という御質問でございます。

松本空港は、本県と全国各地をつなぐ重要な空の玄関口であり、県民の大切な財産だというふうに考えております。現在、F D Aは松本空港を拠点として各地とダイレクトにつながっているわけでありましたが、このことが地方間の人々の交流を促進し、地域の活性化にもつながっています。東京一極集中の是正、地方分散という観点でも空港が果たす役割は大きいというふうに考えております。

また、昨年度信州まつもと空港利用促進協議会において実施した経済波及効果の分析では、令和4年度のデータであります、全国への経済波及効果は約228億円、うち長野県内には93

億円、そのうち松本市へは約50億円となっておりまして、松本空港が周辺地域や本県に大きな経済効果をもたらしているというふうに受け止めています。今後、さらに松本空港の機能を強化することで、空の玄関口としての価値を高め、松本地域をはじめ県全体の観光・ビジネス交流の活性化につなげていきたいと考えております。

また、大変重要な御指摘を頂戴したというふうに思っております。我々はどうしても空港の機能強化や路線の拡充というところに視点が行きがちであります。単にそれだけではなく、周辺地域や長野県全体を見据えた産業振興政策や観光政策との関連性も含めて、より広い視野でこの空港に関連する施策に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、空港周辺の騒音問題に対する地元の皆様方への姿勢と今後の取組という御質問でございます。

まず、松本空港を今日の形で運営させていただいておりますのは、周辺住民の皆様方のこれまでの大変な御協力と御理解のおかげだというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

県では、将来の空港の増便を見据えて、地元の4地区との協定に基づいて、定期便の1日当たりの離着陸回数を12回から20回に変更するための事前協議を昨年3月から始めております。職員が各地区に出向いて増便への御理解を求めますとともに、地域の課題等について対話とヒアリングを重ねてきているところでございます。

各地区からは、増便に際し、様々な御要望、御意見等が寄せられており、空港の発展や活性化に大きな期待がある一方、道路や集会施設等の周辺環境整備や農業振興等を求める御意見のほか、数値では測ることができない航空機の騒音等に対する負担感や御苦勞を訴える声もいただいているというふうに承知しております。

これまでも、県では周辺地域の騒音測定や騒音対策を行ってきたところでございますが、各地区からの御要望を踏まえ、改めて空港周辺の騒音を測定するとともに、職員が現地に出向き、騒音を実際に体感して地元の実情を伺う機会を設けることも必要だというふうに考えております。

松本空港の今後の発展のためには、何よりも空港周辺の皆様方の御理解と御協力が不可欠だというふうに考えております。県としては、今後とも地元の皆様方の声に謙虚に耳を傾け、地元の皆様方の思いをしっかりと受け止め、空港の発展・活性化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）知事から強いメッセージをいただいたわけでありまして。また、私の思いを

受け止めて答弁をいただいたことに感謝申し上げます。

県内の大型商業施設の撤退や人口減少などで暗い話題が多い中、全国的には、国家的プロジェクトによる半導体産業の大規模投資など、地方経済にあって明るい未来を見いだしている地域もあります。長野県としてこの空港を核として希望の持てるビジョンを県民に示すことは、地方創生や信州の未来共創に資するものとなります。

制約、制限ばかりで道のりは長く険しいものではありませんが、だからこそやりがいのあるテーマであるとも感じています。知事には、しかるべきタイミングで空港周辺の現地にも赴いていただき、地元が直面する実態や、また、この空港周辺で描けるであろう未来の可能性について模索する、そんなことも検討していただけたら大変うれしく思います。

そして、今後進める県土のグランドデザインの策定や総合計画の見直しなど、県政の各計画策定の際に今回お話ししたような視点を持ってこの空港の未来を描いていただくことをお願いしたいと思います。

交通政策局松本空港課においては、今後も空港問題についてあまたの困難やハードルが立ちまはだかるところではありますが、引き続き御尽力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。私の質問の一切を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。私見を交え、通告に従い質問させていただきます。

知事におかれては、昨年的一般質問での私への御答弁どおり、先月1月29日から3日間沖縄県を訪問され、玉城知事をはじめ、イオン琉球株式会社や経済団体、日本トランスオーシャン航空株式会社との懇談、テレビ・ラジオ番組での観光PRなど、交流連携の推進を率先してお図りいただきました。私も、長野沖縄交流促進議員連盟の役員の一人に加えていただいておりますので、両県の交流が盛んになるよう私自身も一層取り組んでまいる決意でございます。

今回は、沖縄県とのことではなく、先ほど青木崇議員が松本空港の利用促進と施設整備などの取組について質問されておりましたが、私からは空港ターミナルビルに関して知事にお伺いいたします。

代表質問の2日目に百瀬智之議員も取り上げておりましたが、信州の空の玄関口、信州まつもと空港について、1月の知事の沖縄県訪問に交流促進議連の一人として私も同行させていただいた折、神戸空港を経由して往復信州まつもと空港を利用いたしました。帰りの松本空港で2階から1階に下りる際、えっちらおっちらと高齢の御婦人が階段を1段ずつ危なそうに下りている様子を目にいたしました。

また、トイレの数も少ない中、和式もあります。これまでも、県に対し、バリアフリーやトイレ改修など様々な要望、お声が届いているとお聞きしておりますが、来年度はインバウンドにも力を入れようという中であって、早期に思い切った改修が必要ではないでしょうか。

松本空港のターミナルビルは松本空港ターミナルビル株式会社の所有ですが、筆頭株主は県であります。これまで県はどの程度このビル会社に関与し、支援してこられたのか。また、空港の国際化を目指す中、早急にビルの課題に手をつけなくてよいのかというふうに考えます。知事は信州まつもと空港を利用されていてどのようなお考えでいるのか。知事の御所見を伺います。

次に、交通事故防止についてお尋ねいたします。

来年度の主要事業で、交通安全対策推進事業の中に、交通安全施設の整備として信号機の新設・改良、信号灯器のLED化整備があります。歩車分離式信号機を推進していくとお聞きしておりますが、以前、松本市内の自治会要望が見送られたケースがありました。県内の設置状況や設置基準、優先度について警察本部長に伺います。

アプリ「信GO!」についてお聞きいたします。

このアプリは、高度化PICSが設置された交差点で、歩行者信号を音声や振動で確認することができ、視覚障がい者や高齢者などの安全を支援することができるものであります。長野県警察のホームページでも紹介されておりますが、県民の皆さんへの周知が進んでいないと感じます。本アプリの周知方法及び連携する信号機設置の進め方について警察本部長に伺います。

また、本アプリを視覚障がい者や高齢者にも広く御利用いただくため、健康福祉部においても警察本部と連携して周知を進めていただきたいと思いますと思いますが、健康福祉部長に所見を伺います。

私も週1回程度自転車に乗りますが、その際、交通ルールに対する理解が不足しており、これでいいのかなと思うときがあります。高校生までは各学校において安全教育が実施されますが、社会に出てしまうとなかなか受ける機会がありません。自転車に関係する事故も多発する中、自転車の交通ルールの周知を大人にも図っていくべきと考えますが、警察本部長に所見を伺います。

また、自転車ヘルメットの着用について、長野県は着用率が全国平均を上回っているものの、まだ十分には浸透していない状況です。県は購入費用助成を実施しておりますが、高校生においても着用がまだ限定的と感じます。全世代に向けたヘルメット着用促進の取組について警察本部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には松本空港ターミナルビルについて御質問を頂戴いたしました。県

としてどう関与し、支援してきたのか。また、今後この課題に手をつけなくてよいのかという御質問でございます。

本県は、松本空港ターミナルビル株式会社の設立に当たりまして、御質問にもありましたように、筆頭株主となっております。代表取締役社長を平成18年の途中まで知事が、その後は副知事が務めております。また、同社の経営を定期的に評価するなど、経営基盤の安定化に向けて連携して取り組んでいるところでございます。

また、ターミナルの修繕に関しましては原則ビル会社が行っておりますが、国の経済対策等の交付金も活用して、ビルの搭乗橋の更新や照明のLED化、冷暖房設備の更新に対して県として支援を行ってきているところでございます。

このターミナルビルは、御質問にもあったように、非常に使い勝手がよろしくないところが多々あるということで、私自身もそう受け止めておりますし、利用されている方からもそうした御意見を伺っております。利用される皆様方に御不便をおかけしていることを大変申し訳なく思っております。

来年度、空港の機能強化に向けた調査を行うこととしております。これを踏まえて、できるだけ早期にビルの抜本的な改修を行うことができるよう、ビル会社に対して県としても必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には交通事故防止について4点御質問をいただきました。

まず1点目の歩車分離式信号機の設置状況についてお答えいたします。

県内における歩車分離式信号機の整備数は、令和6年3月末現在、全信号機3,583基中482基であり、整備率は、全国の平均が約5%のところ約13.4%と全国第1位の設置率となっております。

次に、歩車分離式信号機の設置基準についてお答えいたします。

歩車分離式信号機につきましては、これまでは、平成14年に警察庁から示された設置や運用に関する指針に基づき設置、運用してまいりました。本年1月31日、新たな歩車分離式信号機の設置指針が示されました。主な改正点として三つございます。

一つ目は、歩車分離制御により防止できたと考えられる事故が、これまでの基準では過去2年間に2件以上発生している場合としていたところを、過去5年間に2件以上発生している場合と変更されました。

二つ目は、歩車分離制御による防止可能事故で死亡事故に至った場合があるといった項目が追加されました。

三つ目は、児童等の交通の安全を特に確保する必要がある場合とされていたものが、この「特に」が削除されまして、「安全を確保する必要がある場合」というふうに改正されました。

これらの改正によりまして、これまで以上に歩車分離式信号機の設置は容易となったと受け止めております。ただし、歩車分離式信号機につきましては、デメリットもありまして、車と歩行者双方の赤信号による待ち時間の増加に伴う渋滞も懸念されますので、導入には、その効果や必要性及び周辺交通に与える影響等を個別に検討し、整備を進めてまいります。

次に、2点目の「信GO!」アプリについてお答えいたします。

「信GO!」アプリについては、Bluetooth機能を搭載したスマートフォンにダウンロードすることにより、信号機に設置された高度化PICSと呼ばれる歩行者等支援情報通信システムと連携して、スマートフォンに「信号が青に変わりました」といった音声やバイブレーション機能による振動で伝え、視覚障がい者や高齢者の道路横断を支援するものです。

使い方としては、このアプリを起動して高度化PICSが整備された交差点に近づくことで情報を音声や振動で受け取ることができるほか、押しボタンが設置された交差点では、スマートフォンの画面を長押しすることで信号の押しボタンの操作をすることができます。

このアプリについては、県警ホームページでその機能等を紹介するとともに、視覚障害者福祉協会と連携した体験会を開催し、アプリをダウンロードして交差点を実際に横断する実体験をしていただくなど、周知に努めております。

次に、高度化PICSの設置の進め方につきましては、視覚障害者福祉協会等からの要望や利用状況、御意見等を踏まえ整備を進めており、令和6年3月末までに県下に19か所を整備しております。今後も、視覚障がい者や高齢者の方の安全な横断を確保するべく、関係機関や道路利用者の御意見、御要望を踏まえ、適切に設置してまいります。

次に、3点目でございます。社会人に対する自転車の交通ルールの周知についてお答えいたします。

自転車は、子供から高齢者まで幅広い年齢層において身近な交通手段として利用されておりますので、あらゆる年代の自転車利用者に交通ルールを理解していただく必要があるものと認識しております。

社会人の自転車利用者に対する取組といたしましては、県警ホームページに自転車の通行方法等の交通ルールを詳細にわたって掲載するとともに、SNS等の各種媒体を活用した情報発信を行っております。また、運転免許の更新時講習等において使用する運転の教本の中で自転車安全利用五則を紹介するとともに、事業所等への出前型の交通安全講話や安全運転管理者に対する法定講習の場において、自転車の安全利用に関する講義を行っております。このほか、自転車の通行実態等を踏まえて指定した自転車指導啓発重点地区・路線における街頭啓発や取

締め時に、直接指導等を行っております。

なお、県民の皆様にはぜひ知っておいていただきたいことといたしまして、昨年11月に自転車の酒気帯び運転と、いわゆるながらスマホの罰則が強化されました。特に、酒気帯び運転につきましては、運転免許を所持している人が自転車の酒気帯び運転で検挙された場合には運転免許の停止処分の対象となりますので、自転車で酒気帯び運転をしないことはもちろんのこと、交通ルールを守って自転車を利用していただきたいと考えております。

県警察では、引き続き関係機関・団体や事業所等と連携して交通安全教育や広報啓発等を推進し、自転車の交通ルールの周知を図ってまいります。

最後に、4点目でございます。自転車ヘルメットの着用促進に向けた取組についてお答えいたします。

県警察では、これまでも、県や関係機関・団体と連携しながら、街頭啓発や交通安全教育などを通じて自転車乗車時のヘルメット着用の必要性を周知し、広報啓発を推進してまいりました。特に、小中学生に比べて着用率が低い高校生の対策として、教育委員会や学校へ着用促進に向けた働きかけを行うとともに、今年度から新たに県下の高校24校を信州グッドチャリダーモデル校に指定し、生徒会や教職員と連携したヘルメット着用の呼びかけをするとともに、着用率調査をして着用率の高い高校を表彰するなど、ヘルメット着用の機運を高める取組を推進しております。また、自転車事故では頭部が致命傷になることが多く、県下においてヘルメットを着用していたことで命が助かる事例を広く紹介するなどの取組を行っております。

自転車乗車時のヘルメット着用率につきましては、昨年7月の全国調査では、全国平均が17.0%のところ当県は34.7%で、全国を着用率を17.7ポイント上回り、順位も全国第4位となっておりますが、今後も自転車乗車時のヘルメット着用が当たり前となる環境の構築に向けてさらなる取組を推進してまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはアプリ「信GO!」の障がい者や高齢者への周知についてのお尋ねでございます。

先ほどの警察本部長の答弁にもありましたとおり、アプリ「信GO!」は交差点接近通知機能や歩行者信号情報提供機能などを備えており、音声や振動で信号の状態を確認できるため、視覚障がい者や高齢者の交通事故防止に向けて有用であると考えております。

一方で、現時点では使用できる交差点も限られていることから、今後、警察本部と連携し、アプリ「信GO!」について広く知っていただけるよう、市町村や関係団体等を通じた周知などに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

信州まつもと空港ターミナルビル改修につきましては、知事自身も使い勝手がよろしくないと思っていると、また、利用者に申し訳なく思っているというお話をいただきました。県による積極的な支援での早期改修を要望しておきたいと思います。

アプリ「信GO!」についてですが、教育委員会におきましても、盲学校をはじめ、特別支援学校などの皆さんにも周知していただきたいと思います。また、自転車ヘルメットの着用について、県議会で県内の高校生と意見交換した際、保険加入のように強制されないとつけないかなと多くの生徒さんが言うておりましたので、教育委員会から高校生へのヘルメット着用の一層の働きかけを重ねて要望しておきます。

それでは、次の教育政策についてです。

県は、来年度、県立高等学校等における運動部活動指導員を10人任用される計画です。この取組は、教員負担の軽減に大きい効果があると考え、評価いたします。10人の任用、配置について、部活動の種類や地域性を考慮する必要があると考えますが、どのように計画されているのか。また、今後の部活動指導員の任用についても伺います。

県は、市町村教育委員会等へも部活動指導員の任用経費補助を実施されてきており、来年度は運動部311人、文化部74人の計画で予算を組まれております。中学校部活動の地域移行も進められている中、この計画数によって総部活動数の何割程度になる見込みでしょうか。また、今後の任用計画についても伺います。

中学校部活動の地域移行において、地元のクラブチームの役割も大きいと考えます。しかしながら、クラブチームは強いチームづくりを優先するため、戦力にならない子供が入部できず、同じ中学校で活動していた子供と一緒に活動できなくなってしまうケースが発生いたします。クラブチームだから仕方がないと諦めてしまうのでは、子供たちがかわいそうに思います。県として誰でも入部できるような仕組みを考えていただきたいと思います。御所見を伺います。

県の教員不足は年々増加し、今年度は過去最多の状況であります。県は、来年度、小中学校教員の欠員対策として、あらかじめサポート教員16人を各地区に配置し、欠員発生に備えようとしており、前進の取組と評価いたします。しかしながら、これまでの欠員対策教員と同様に、最大2か月の派遣としており、その間に新たな教員を見つけてもらうこととしております。昨年10月1日時点の欠員は、小学校で39人、中学校で16人おります。これまでも代替教員を見つけられずにいた学校が少なくなかったのではと思いますが、この派遣事業について、派遣期間の延長も含めて伺います。以上4点を教育長に伺います。

県議会と大学生との意見交換会で、進学の際の県外流出について伺った御意見ですが、長野

県は学ぶ選択肢が少ない。大学の誘致をしてほしい。特に、県内に薬学部がないとお声がありました。今議会においても、学生の県外流出の課題が複数の議員から取り上げられておりました。

しあわせ信州創造プラン3.0の中に、「女性・若者から選ばれる県づくり」とともに、「高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する」とあり、県内への大学等の誘致を進めていきたいと考えます。

昨年の6月議会において、早川大地議員の大学誘致に関する質問に対し、県民文化部長が、大学の意向や要望を市町村に伝え、それに対する市町村の考えを大学に伝えることを繰り返しながら、並行して県としての支援の在り方を検討するなど取組を進めていくと御答弁されております。その後の進捗状況について県民文化部長に伺います。

G I G Aスクール端末が順次更新時期を迎えております。G I G A第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、本県においても基金が設けられました。

MM総研が公表した2024年8月時点のG I G Aスクール構想実現に向けたI C T環境整備調査によりますと、端末更新の68%は2025年度に集中している。このため、この大量の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題になります。

文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務づけております。

そこで、県内において、来年度以降、何台程度新端末に買い換え、旧端末を処分する必要があるのか。また、共同調達の仕組みや調達方法、さらに、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組について教育長に伺います。

次に、ケアリーバー支援について。

県は、来年度、社会的養護自立支援拠点事業を始めることとしており、評価するとともに、ケアリーバー支援に大いに期待するところであります。

本年の1月、会派で埼玉県が実施しております児童養護施設退所者のアフターケアの取組について調査してまいりました。埼玉県は、児童養護施設退所者を10年支える自立支援事業「ささえーる」を、生活・就労支援の退所児童等アフターケア事業「クローバーハウス」と進学支援の希望の家事業の二つを行っております。

クローバーハウスは、対象者が気軽に立ち寄れるフロアを設置し、仕事や生活の中で抱える不安の相談に応じるとともに、気軽に仲間と交流できるグループ活動を支援する目的で、J R浦和駅東口から徒歩5分の一軒家を借り、クローバーハウスの運営を事業委託しております。

令和３年度から実施しており、昨年度は延べ923人が利用しております。

また、希望の家事業は、児童養護施設や里親委託の退所児童を対象として、大学等への進学者に低額で住宅を提供するとともに、家族、交友関係、将来への不安などの生活相談を実施する目的で公益社団法人埼玉県社会福祉士会に事業委託し、民間アパートを借り上げ、進学者に月4,000円という低額で提供し、社会からの孤立を予防するとともに、生活相談支援員が進学から就職、卒業後の単身生活まで一貫支援しております。借り上げたアパートは埼玉県内の東部、南西部、西部、中央と各地区に一つずつ計４か所設置し、20人が利用可能。毎年ほぼ満室とのことでした。

そのほか、解雇や雇い止めを受けたケアリーバーに一時的に県営住宅を通常の半額で使用許可する制度も行っております。本県においても、埼玉県のように様々なケアリーバー支援の取組を行っていただきたいと考えますが、こども若者局長に見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には教育政策について５点御質問をいただきました。

まず、県立高校における部活動指導員の配置と任用についてでございます。

部活動指導員は、教員に代わって運動部活動の顧問を務めたり、生徒の引率を行うことができ、令和元年度から１人当たり年間210時間を上限に任用しており、令和７年度は10人配置する予定でございます。配置に当たりましては、アイスホッケーや山岳といった地域の特殊性や専門的指導のできる教員がいないという学校の事情などを考慮して配置校を決定しております。県教育委員会では、部活動指導員のほか、専門的指導が可能な105人の外部指導者を１人当たり１回２時間程度、年間20回派遣しており、今後も部活動指導員の任用や外部指導員の派遣の充実に取り組んでまいります。

続きまして、中学校部活動における部活動指導員の任用への支援等についてでございます。

中学校の部活動指導員任用事業は、教員の負担軽減を図るため、国、県、市町村が３分の１ずつ経費を負担する仕組みで、平成30年度から始まっております。来年度は、本年度より62人多い385人の任用を予定しておりますが、この数は、令和７年度の予測総部活数の３割近くをカバーできると見込んでおります。また、今後の事業計画につきましては、中学校部活動を地域クラブ活動へと移行していくことから、その進み具合を勘案して、任用数等を精査して対応してまいりたいと考えております。

続きまして、参加しやすい地域クラブ活動への仕組みづくりについてでございます。

新たに創設される地域クラブは、専門性を高めるものや自分のペースで行うもの、多世代交流を主とするものなど、生徒のニーズに応じた様々な形が予想されることでありまして、重要なことは、部活動の趣旨と同様に、生徒が自主的、自発的に参加できる活動環境がつけられる

ことだと考えております。県教育委員会といたしましては、生徒の活動環境が保障される地域クラブの創設が大切なことですので、新たな地域クラブの形態について市町村や地域協議会等と情報を共有するとともに、知事部局との連携により、よりよい活動環境が整えられるよう、地域移行の取組を支援してまいります。

続きまして、欠員対策のための教員配置事業の状況についてでございます。

教員の欠員が生じた場合、子供たちの学びの継続を最優先に考え、まずは各学校で校内体制を工夫することにより、特に学級担任が不在とならないよう配慮しているところでございます。

今年度、欠員対策のための教員配置事業では校内体制での対応が難しく、緊急度の高い学校に対して優先的にサポート教員を派遣しており、令和7年2月1日現在で、2か月の派遣期間中に26校において代替者の確保や休職者の復帰等による欠員が解消されたところでございます。サポート教員の派遣期間につきましては、原則2か月としておりますが、代替者を確保できない場合は、学校の実情に応じて派遣期間を延ばしており、引き続き柔軟な運用をしてまいりたいと考えております。

最後に、GIGAスクール端末の更新についてでございます。

来年度以降の更新台数は、公立小中学校と県立学校を合わせて令和7年度は9万7,508台でございまして、それ以降は3年間かけて6万1,802台を更新する予定でございます。なお、端末の処分は各自治体の判断で行われ、一部再利用を考えている自治体もあると承知しております。

共同調達の仕組みや調達方法につきましては、県教育委員会が各自治体の参加による長野県GIGAスクール会議を設置し、共通の仕様で共同調達できるようにしているところでございます。

端末処分では、端末内のデータの消去が最も重要なことですが、資源の有効活用も大切であり、具体的な取組といたしましては、適切に対応する業者を県教育委員会が公募型プロポーザル方式により選定し、契約は各市町村が行うという仕組みを取って対応しているところでございます。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には大学誘致に関する進捗について御質問を頂戴いたしました。

昨年6月の県議会定例会でお答えいたしましたとおり、県では、大学との関係構築や、関係人口、交流人口の増加といった効果が期待でき、大学側の関心も高い学外実習、フィールドワーク等の拠点施設の誘致を視野に取組を進めてまいりました。

昨年8月には、伊那市から、学外実習、フィールドワークに関して、研究素材となる地域課

題、拠点施設の設置、滞在期間中の宿泊や移動手段など具体的な提案がございました。この提案につきまして、大学の財務状況や定員充足状況のほか、提案された内容などを総合的に勘案して大学に情報提供を行った結果、自治体や高校との連携など南信地域での活動実績が豊富で長野県にゆかりの深い日本福祉大学、また、本年4月に開学予定で、授業が全てオンラインで提供されることから、県内にいながらにして大学への進学が期待され、地域と連携した課題解決型体験プログラムを実施予定のZEN大学から関心が示されました。

このため、県、大学、伊那市の3者で事務レベルの協議を進めておりまして、日本福祉大学におきましては、先日現地調査も実施し、その際、大学に対して、県内への新たな拠点の整備を要望いたしております。今後は、新年度におけるフィールドワークの試行的実施を視野に、県としての政策課題も踏まえ、大学の専門領域の力を生かした研究テーマの具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私にはケアリーバーへの支援に係る様々な取組の実施について御質問をいただきました。

議員から御紹介いただきました埼玉県の事例は、これまで10年近く取組を積み重ねた上で、今年度4月から法定化された社会的養護自立支援拠点事業により、ケアリーバー等への支援が行われているものであります。

ケアリーバーの若者は、虐待等の経験から精神的な不安を抱え、社会へ巣立った後に、人間関係や生活上の困難から早期に離職、退学し、孤立するケースもありますので、本県においても来年度から自立支援拠点事業を実施することとし、まずは長野市中心部での支援拠点の設置・運営について補助をしていく予定でありまして、若者の交流の場の提供やアウトリーチを含めた生活就労等の相談支援を行ってまいります。

御質問の中にありました県営住宅等の活用につきましては、常時利用可能な住宅を長野市、松本市、飯田市等に確保して、ケアリーバーが困窮により住まいを失った場合などに緊急的な生活場所として提供していく予定としております。

今後、埼玉県の事例も含め、県外の様々な先進的取組も情報収集しながら、事業者や施設等をはじめ関係機関と協力し、ケアリーバーが利用しやすい交流支援の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

県民文化部長から長野県にゆかりがあるということでお話しいただいた日本福祉大学は、私の母校でもありますし、今私の娘も通っている大学でございまして、自分で言うのもあれですが、大変にいい学校でございますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

また、教育委員会におきましては、こどもまんなかの中学校部活動移行と一層の教員負担軽減、そしてGIGAスクール端末更新時に個人情報流出してしまうことが決して起きないよう要望いたします。

また、長野県におけるケアリーバー支援の取組がさらに充実することを望み、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。私は、失われた30年とこれからの地方創生をテーマに5項目質問いたします。

初めに、石破総理が政治の師と仰ぐ1972年発足の田中角栄内閣以降の歴代内閣の主要政策で、地方に大きな影響を与えた政策について触れます。

失われた30年、1989年（平成元年）以前について列挙します。

田中内閣では、日中国交回復がなされました。後に中国への工場移転の糸口になったわけがあります。そして、有名な日本列島改造論が唱えられました。この結果、土地バブル、そして狂乱物価を招来しました。

次の大平内閣では、田園都市構想という非常に格調の高い構想が掲げられましたが、ほとんど実行に移されることはありませんでした。

鈴木内閣で、土光臨調と呼ばれた行政改革。

続いて中曽根内閣では、前川レポートによる農協改革等を主眼とする規制緩和がありました。そして、有名な国鉄の民営化等三公社の民営化がなされました。総合型リゾート、後に大型倒産が続出した法律もここにあります。

竹下内閣に至って、消費税が導入され、ふるさと創生一億円事業が始められました。

宮澤内閣で、バブルが崩壊しました。

続いて、失われた30年以降についてです。

細川内閣で、米の部分自由化がされました。

村山内閣で、阪神・淡路大震災。このとき、地方分権推進法が制定されています。

橋本内閣で、省庁再編や住専処理が行われました。金融機関が続々倒産したのもこの時期にあります。そして、介護保険法もこのときに成立しております。

小渕内閣では、食料・農業・農村基本法や地方分権一括法が制定されています。

森内閣では、地方の商店街の疲弊をもたらしたとも言われています。大店法が施行され、介護保険法も施行されています。

そして、小泉内閣に至って、聖域なき構造改革ということで郵政民営化がなされました。多くの議員も触れられておられましたが、ここで三位一体改革ということで、補助金4兆円、交付税5兆円が減ぜられた一方で、財源移転は3兆円にとどまりました。ここは本当に大きな転換点だったと思います。そして、小選挙区制が導入されました。そして、雇用規制緩和がなされ、非正規・派遣労働者が急増しています。

鳩山内閣で、一括交付金。

菅内閣で、東日本大震災、福島第一原発事故であります。そして、地方分権一括法の第2次法がこのときであります。農業においては、戸別所得補償が行われました。

野田内閣で、税と社会保障の一体改革。

そして、次の安倍内閣であります。アベノミクスということで、金融緩和、財政出動、成長戦略のアベノミクスの三本の矢ということで、行政改革、規制改革が非常に激しく行われ、社会的共通資本にも手が入りました。教育ですとか、種子ですとか、そういうところまで手が入ったわけでありまして。そして、第1次増田レポートがこのときであります。TPP交渉に参加、そして、加盟になりました。その裏版として、地方創生ローカル・アベノミクスということで地方への対処策が示されました。地方分権一括法第3次法もこのときであります。ふるさと納税も始まっています。

岸田内閣になって、デジタル田園都市構想、第2次増田レポート、そして、食料・農業・農村基本法が改正されました。

石破内閣では、地方創生2.0であります。

以上を振り返ってみると、時の政権で様々な看板政策が掲げられて実行されていますが、長期政権となった中曽根、小泉、安倍内閣の主要政策は地方にとって非常に厳しいものになったことは明らかです。

これから触れるのは、失われた30年と言われる1990年と2020年の主な長野県や国のデータです。

まず、国からいきます。

名目GDPは461兆円から539兆円、そして、2024年は610兆円になっています。実質では425兆円、530兆円、561兆円です。国の借金は、292兆円から、30年間で1,394兆円まで膨らんでいます。ドル円相場は145円から107円、そして、2024年は151円です。消費税率は3%、5%、8%、10%と順次増税され、消費税額もそれに伴って4兆6,227億円から20兆9,714億円、そして、2023年では24兆円弱となっています。非正規雇用率も、1994年の20.3%から37.2%まで急増しています。

ちょっと生活の話になりますが、米価は2万1,600円から1万5,819円、そして、去年の12月の相対価格ですが、1万5,390円です。米価はほとんど下がったままということで、直近の米価がいかに異常かお分かりいただけたと思います。卵は191円から171円。ガソリンは121円から135円、そして、今は184円ということでもあります。

人口関係に移ります。

県の人口は215万7,000人から204万8,000人、95%です。2024年2月に200万人を割ったことは御存じのとおりです。世帯数は65万6,000世帯から83万2,000世帯、127%増加しています。出生者数は2万1,384人から1万2,864人で、40%減っています。出生率は1.73から1.53です。平均寿命は男女とも5年以上伸びています。

一方、首都圏です。

東京は1,186万人から1,384万人で、17%増です。加えて、埼玉、神奈川、千葉の4都県では3,181万人から12%増、390万人増加して3,571万人になっています。

産業労働関係です。

名目の県内総生産は7兆2,392億円から8兆3,079億円で微増です。県民所得は5兆8,305億円から5兆7,675円と、これは微減です。1人当たりの県民所得も、30年かかって270万4,000円から281万6,000円の本当に微増にすぎません。有効求人倍率は2.56から1.14です。製造品出荷額は5兆9,976億円から6兆1,578億円と、これもほんの微増でございます。事業所数は1万余が5,000弱まで半減しております。雇用者数は28万1,000人から20万2,000人、30%ほど減っています。賃金総額も9,926億円から9,165億円の微減です。粗付加価値額、これは生産性と直結する中身ではありますが、2兆5,648億円から2兆2,741億円と、1割ほど減っています。

観光関係です。

観光消費額は1991年とコロナ前の2019年の比較ですが、4,403億円から3,071億円と30%減じています。観光者数は、1億764万人から、スキー客がほぼほぼ消えたということで8,601万人、80%まで減っています。一方、外国人観光客数は4.7万人から119.5万人と25倍まで増えています。

農業関係です。

農業産出額は、3,956億円から2,926億円と、ほぼ4分の3になっております。販売農家数は11万6,000戸から4万戸と、3分の1になっています。水田面積は7万800ヘクタールから5万1,900ヘクタールと3割減です。

市町村数、教育関係です。

市町村数は、121から、平成の大合併を経て77ということですが、小学校等ですが、これは1,000人単位で丸めます。小学校数、生徒数は、422校、16万3,000人から、360校、10万4,000人、85%、64%です。

中学校数、生徒数は、196校、9万4,000人から、192校、5万6,000人、98%、59%です。この間に義務教育学校ができて、4校、750人が入っております。

高校数、生徒数ですが、107校、9万8,000人から、100校、5万4,000人、93%、55%です。

四年制の大学進学率は20.5%から49.1%とほぼ倍増しています。県外の大学への流出率ですが、92.6%、これは47位です。そして、30年後は82.7%で、これは41位です。

医療・介護関係です。

医療費は3,217億円から6,796億円と2.1倍に。後期高齢者医療費は1,001億円から2,919億円と2.9倍に。医療費の県民所得比は5.2%から11.5%になっています。要介護者数も介護保険導入時の2000年の5万4,000人から11万3,000人と2.1倍になっています。

非常に厳しいデータですが、私たちは事実として受け止めて、次の世代に何を渡していくのか、エビデンスに基づく真摯な論議が必要だと考えます。

そこで伺います。多くのデータに触れましたが、失われた30年の間に地方の人口減少を起因して様々な分野が衰退し、それに伴い、格差の拡大や地方の衰退と東京への一極集中が進行したと言えますが、このことについて知事の所見を伺います。また、併せて、現状は失われた30年を脱したと言えるのかどうか。伺います。

続いて、失われた30年の中で最も負の影響を受け、不本意な就職をせざるを得なかった就職氷河期世代への対応について伺います。

2月16日の日経新聞の一面トップに、「安住の家なき氷河期世代」との見出しの下、就職氷河期世代に当たる40代から50代の方の持家率が、全世代平均は横ばいですが、30年前と比べると10%前後低くなっているとの記事が掲載されました。

内閣府によると、就職氷河期世代とは、おおむね1993年から2004年の間に社会に出た人を指し、全体で2,000万人を超え、総人口の6分の1に当たると言われています。所得も低く、将来の年金や老後の預金が低くなる相関にあります。

そこで、この世代に対するこれまで実施してきた就労支援と、県内企業における就職状況及

び今後の取組について田中産業労働部長に伺います。

また、長野市ではこの世代向けの採用枠を設けて職員採用をしています。県と県内市町村のこの世代の職員採用の実態はいかがですか。長野県の状況については渡辺総務部長、県内市町村の状況については中村企画振興部長に伺います。

続けて、地方創生2.0について伺います。

県の重点課題をどう捉えているか。阿部知事に伺います。

続いて2点、中村企画振興部長に伺います。

第1次の地方創生で、県内市町村の約9割がコンサルに計画作成を依頼しました。今回は当然ながら不可となっています。県内市町村がコンサル依存から脱却し、自発的な地方創生策により自立するために県としてどのように支援していくか。伺います。

これまでの地方創生策でほとんど実効性のなかった産官学金労言の論議の場と、移住者、女性・若者の意見反映の場をどのように確保しますか。

4番目です。女性と若者の人口の定着について伺います。

長野県の18歳人口の減少に歯止めをかけるためにも、就職を希望する高校生のみならず、進学を考える学生に対しても地元企業を選択するための動機づけやインターンシップ制度の充実が必要と考えますが、いかがでしょうか。

ものづくり長野というように、製造業が県の中核産業であることは将来も変わらないと思いますが、その中で、女性にとって魅力があり、かつ働きやすい製造業への転換が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、IT産業は女性・若者を引きつける産業ですが、県内の現状と誘致・育成策について。以上、田中産業労働部長に伺います。

5番目、農業です。

農業と観光の30年間の推移は、あまり伸びていない。他産業と比しても明らかに産業規模が縮小しています。今回は、農業について小林農政部長に4点伺います。

失われた30年の間に農業産出額が約1,000億円減少しているが、要因について伺います。

二つ目。国による水田政策の見直しの方向性に対する県の対応を伺います。

三つ目。地域の農業や農地を守るため県としてどのように担い手確保対策に取り組むか伺います。地方創生、農業・農村の振興、食料安全保障の観点からも農業の位置づけ、再構築が必要と考えますが、見解と取組について伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、失われた30年、このことについてどう考えるか。それから、現状はそれを脱したと言

えるのかという御質問でございます。

いろいろなデータを御紹介いただきました。私も一つだけデータを申し上げれば、先ほど日本のGDPについて言及いただきましたけれども、この名目GDPは、世界と比較したときに、日本の地位は明らかな低下です。これは、IMF統計による名目GDP、ドルベースでありますけれども、1990年と2023年の比較であります。日本は1990年は約3兆ドルと世界で2位のGDPを誇っていたわけでありまして。2023年は約4兆ドルと少しということで、この間、1.3倍と。アメリカは相変わらず世界最大の経済大国であります。この間、アメリカは4.6倍、27兆ドルを超えている。1990年には日本が3兆ドル、アメリカは約6兆ドル弱でありましたので、何となく手が届きそうなところもあったわけでありましてけれども、もう完全に追いつけないほど格差が開いていると。

今、日本の場合は人口が減っているんで、全体のGDPは仕方ないという見方もあるかもしれませんが、1人当たりの名目GDPで見ても、日本は1990年には8番目だったのが、今は世界で34番目と。こういった実情をやはり我々はしっかり念頭に置きながらいろいろな取組をしなければいけないというふうに思っています。

提案説明でも申し上げましたけれども、また埋橋議員からも、伸びているもの、減っているもの、いろいろなお話がありましたけれども、日本の経済成長の勝利の方程式みたいなものもはや通用しない。日本の場合、明治維新後から、世界のいいものを吸収して、それを日本なりに改良して、そして、なるべく生産コストを下げて、勤勉で実直な国民性と相まって高品質の製品をつくって世界に輸出してきたということですが、デジタル、AIの時代は、そのモデルはほとんど通用しなくなりつつあるというふうに思います。これからはゼロイチで、何もないところから何を発想できるのかということが重要になってきているというふうに思っています。

そうしたことを考えれば、提案説明で申し述べたように、パラダイムチェンジをしっかりと日本の社会、そして、長野県ができるかどうかということが今問われているのではないかとこのように思います。教育も、武田教育長をはじめ、教育委員会の皆さんと一緒に「新しい当たり前」にまさにパラダイムチェンジしていこうという話でありますし、産業も行政も、AI時代における産業の在り方、行政の在り方を本気で考えていかないと、世界のほうが完全に先へ行ってしまっていますから、どんどんどんどん取り残される一方だというふうに思います。

それから、いまだに昭和的な働き方の残滓がかなりいろいろなところに残っています。これは、我々県庁の職場も同じ側面があると思いますけれども、やはりこういうことを本当に変えていけるかどうかということが問われているというふうに思います。

日本の株価も、上昇したり、ずっと続いたデフレが、あまりいい物価上昇ではないところも

ありますが、経済が動き始めているという部分があるので、そういう意味ではここはまさに正念場ではないのかなと。提案説明でも申し上げたように、要するに、次の新しい時代、プラスの側面をしっかりと生かして新しい時代にパラダイムチェンジできるのか、それとも、今までの発想をそのまま引きずるのか。私は学習指導要領の廃止などということを言っていますけれども、これまでと同じような社会の仕組みでよいのか。

地方自治制度にしても、いろいろな制度にしても、戦後の日本の社会においては非常によかったと思います。教育制度も、日本全国津々浦々同じような仕組みで、立派な学校ができて、国が財政ファイナンスもして、そこで子供たちの教育を画一的に行ったと。それは工業国として発展していく上では非常によかったと思いますが、これからの日本の社会が本当にそのままでもいいかといえば、決してそんなことはないというふうに思います。

まさに私も変革を問われていますが、やはり県民の皆さんと一緒に新しい時代に向けた取組にしっかりとかじを切っていけるように努力していかなければいけないというふうに思っています。

それから、地方創生2.0の重点課題をどう捉えているかという御質問でございます。

地方創生2.0はいろいろなことを掲げていますが、例えば、若者や女性にも選ばれる地方ということをやっています。私どもが若者・女性から選ばれる県づくりと言っているのとほぼ同じことを国も言うようになってきたなというふうに思っていますけれども、今申し上げたように、まさに新しい社会にパラダイムチェンジしていかなければいけません。

信州創生戦略でも、例えば寛容な社会をつくろうとか、県土のグランドデザインも、今までのような住まい方や産業立地の在り方で本当にいいのか。交通体系も含めてしっかり考えていかなければいけないというふうに思います。また、A I、デジタルの時代の産業を考えれば、もっともっと付加価値労働生産性を上げていかなければどんどん世界から取り残されるという危機感を私は持っています。

こうしたことを信州未来共創戦略には掲げておりますので、ぜひ多くの皆様方と問題意識と方向感をしっかり共有し、長野県から様々なパラダイムチェンジを起こしていくことができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、就職氷河期世代に対する就労支援と就職状況、そして今後の取組についてでございます。

就職氷河期世代の方々に対しましては、長野労働局と本県が事務局を務めますながの就職氷

河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、経済団体や労働団体、市町村等とも連携を図りながら就労支援を実施しております。県では、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや就職相談、民間教育訓練機関等への委託による職業訓練などを実施しております。

これら関係者の取組により、令和2年から令和6年12月までの4年間で、ハローワークを通じた正社員就職者数は、目標値6,980人のところ7,212人、また、国のキャリアアップ助成金を活用した正社員転換数は、目標値2,267人に対して2,299人など、プラットフォームで設定した当初の目標を達成してきているところでございます。

全国的にもこの世代の正社員率はバブル世代と同等まで高まっているものの、一方で、能力開発機会が乏しく、他の世代との収入格差など厳しい処遇にあることや、低貯蓄・低年金、親への経済的依存による将来の生活困窮が懸念されることなど、課題は残されております。このため、国の方針に基づき、来年度からプラットフォームを都道府県協議会に組み替え、支援体制を強化、継続する予定となっており、県も、協議会の一員として、引き続き関係機関と連携しながら、就職氷河期世代に寄り添った就労支援を継続してまいります。

次に、若者の地元企業での就職の動機づけやインターンシップ制度の充実についてでございます。

高校生や進学した学生が地元で就職することは、県内産業の人材確保の観点からも重要でございます。他方、本県で生まれ育った子供たちが地域の企業や仕事を知らないことが課題となっております。このため、県教育委員会においては、令和5年度には全ての県立高校で職業体験などのインターンシップが行われ、一部の高校では学校での学びと企業における実習を並行して実施するデュアルシステムなど特色ある取組も進められてきていると承知しております。

一方で、教員の負担が大きく、新たな協力企業の開拓までは手が回らない状況も生じておりまして、取組のさらなる充実に向けた支援が必要となっております。このため、来年度は、新たに、職業体験支援コーディネーターによる企業と学校双方の負担軽減と受入れ企業の開拓や、学校のニーズに応じた職業体験等の開催支援、キャリア教育支援ポータルサイトによる職業体験等の受入れ企業情報や、産業展など地元企業の魅力を知るイベント情報の一元的な発信などにより、地域における職業体験の実施を後押ししてまいります。

引き続き県教育委員会や産業界と連携しながら、本県の未来を担う若者に地域の企業を知ってもらい、県内企業への就職につなげてまいります。

最後に、女性にとって働きやすい製造業への転換とIT産業の現状と誘致等についてでございます。

製造業は、一般的に、夜勤や早朝などシフト勤務があることや、重い物を運ぶこと、長時間の立ち仕事があることなどから男性が多い職場となり、体力的な負担や育児と仕事の両立の難

しさなどの不安から、女性が就業を敬遠する状況にあるものと考えております。

県としましては、こうした課題解決に向けて、ＡＩ、ロボット等の導入により女性も活躍できるスマートファクトリーにつなげるため、専門家派遣による省力化機器の導入や生産工程の改善を支援するほか、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証において、新たに女性の健康管理対策を認証項目へ追加するなど、働きやすい環境づくりを推進してまいります。

また、ＩＴ産業は時間と場所を選ばない働き方が可能で、女性・若者にとって魅力ある産業と考えておりまして、現状でも、県内に立地したＩＴ企業の中には、従業員の多くが女性である企業もあるところでございます。

ＩＴ産業の誘致につきましては、全国トップ水準の助成率でありますＩＣＴ産業立地助成金による支援のほか、今年度は中京圏の100を超えるＩＴ企業への売り込みも実施してきたところでございます。加えて、産業界におけるＤＸ人材育成のため、地元企業協力の下、工科短期大学校等で学ぶ信州Ｐ－ＴＥＣＨに取り組むほか、求職中の女性にデジタルスキル習得とキャリア形成を支援しているところでございます。

引き続き、製造業が女性・若者にとって働きやすく魅力ある産業となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には就職氷河期世代を対象とした採用枠の採用実態についてのお尋ねでございます。

本県では、令和２年度から令和４年度までの３年間、昭和45年から60年度に生まれたいわゆる就職氷河期世代を対象とした採用試験を行政職や総合土木職において実施し、計８名を採用いたしました。また、並行して実施してきた社会人経験者を対象とした採用試験でも就職氷河期世代の方の受験は可能であり、令和２年度から４年度に実施したこの試験での採用者の半数以上、計65名が当該世代の方になります。こうしたことなどから、現在は社会人経験者を対象とした試験に一本化して対応しており、令和５年度に実施いたしました試験におきましても、半数以上の23名が当該世代の方となっております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には３問、就職氷河期世代についてと地方創生2.0について御質問をいただきました。

まず、就職氷河期世代を対象とした市町村職員の採用状況についてでございますが、市町村においても、令和２年度以降、就職氷河期世代への支援を目的とした職員採用を促進してきた

ところです。

市町村での採用に当たっては、多くの市町村で就職氷河期世代や社会人経験者を対象とした中途採用を実施したほか、一部の自治体では、就職氷河期世代に限定した中途採用により、この世代の雇用拡大を図っていただいています。また、採用情報などは、市町村公式ホームページだけでなく、ハローワークや総務省のウェブサイトでも周知し、情報発信にも配慮しながらの取組になっております。

その結果として、全国的な取組が始まった令和2年度から令和5年度末までの4年間で、県内市町村において、延べ402人の就職氷河期世代の採用が行われたと承知しております。県としては、引き続き取組実績などを市町村と共有し、積極的な採用活動を支援してまいります。

次に、市町村の自発的な地方創生政策の立案についてでございます。

地方創生の取組が本格化してから10年が経過し、この間、各市町村ではそれぞれの総合戦略策定に取り組んできたところです。

それぞれの市町村では、地域の課題を踏まえ、地域住民や地元産業界の参画を得ながら、専門性やマンパワーが必要な一部の業務については外部委託を行いつつも、総合戦略の策定を主体的に進めてきたものと認識しており、県としても、その都度必要な助言などの支援を行ってきたところです。

県内市町村においては、それぞれの総合戦略に基づき、自らの創意工夫の下、様々な取組を意欲的に展開しており、成果を上げている事例が数多く見られております。県としましては、引き続き各自治体がそれぞれの強みや個性を発揮し、地方創生の取組を推進できるよう、必要な助言、支援を行ってまいります。

最後に、産官学金労言の議論の場と、移住者、女性・若者の意見反映の場の確保についてでございます。

昨年12月に立ち上がった「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」は、県や市長会、町村会、企業・団体、個人など多様な方が参加する、まさに産官学金労言が一堂に集う会議体です。

県民会議では、参加者有志が集まるプロジェクトを立ち上げて具体的な活動を行う予定であり、既に男性の育児参加、移住、若者応援の3テーマを先行プロジェクトとしてテーマ別にメンバーを募集しているところです。

信州未来共創戦略策定の過程においても、移住者、女性・若者をはじめ、教育・医療関係者、関係団体の皆さんたちと約150回にわたる意見交換を実施しましたし、これらのプロジェクトの活動を通じて、また、県自身も県民会議の参加者の一人として、通常の業務の中で、移住者、女性・若者の声を県民会議に吸い上げていく所存です。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には農業について4点御質問をいただきました。

初めに、農業産出額の減少要因についてのお尋ねです。

本県の農業産出額は、令和2年までの30年の間に、米が約400億円、畜産が約300億円、花が約100億円減少しております。これは、農業者の高齢化や担い手の減少で生産量が低下し、特に米については、取引価格の下落も相まって、大きな減少となったものと考えます。

なお、約20年前の平成21年の2,623億円を底に農業産出額は持ち直してきており、特に果樹の産出額が約400億円増加するなど、近年は3,200億円から3,400億円で推移しております。

次に、水田政策見直しの方向性に対する県の対応についてのお尋ねです。

水田を対象とした交付金を、水田、畑地にかかわらず作物ごとの生産性向上を支援する政策に転換するという見直しの方向性が、これまで幾度となく本県が要望してきたものに沿った形で示されました。これを踏まえ、産地に適した作物や技術導入、機械・施設整備への支援など必要な対策を講じ、農家の所得向上を図ってまいります。

また、交付金の要件とされていた対象水田の厳格化、いわゆる5年水張りを令和9年度以降は求めないとされています。これら変更に伴い、混乱が生じないように丁寧に説明するとともに、今回の見直しにある中山間地域や農地の集約に係る対策についても本県の実情に沿ったものとなるよう国に求めてまいります。

次に、農業の担い手の確保対策についてのお尋ねです。

農業の担い手の確保育成は喫緊の課題です。まずは、就農相談、里親研修、就農前後の資金手当など体系的な支援で県内外から新規就農者の確保を進めるとともに、法人化や機械・設備の導入を支援し、中核となる経営体を育成してまいります。また、農村を守る多様な担い手の確保に向けて、農ある暮らしや交流人口の拡大、小規模農家の営農支援に取り組んでまいります。さらに、農地を継承する農業法人の経営基盤を強化するため、新たに雇用就農者の確保育成に向けた研修を行うなど、JA等関係機関と連携し、担い手確保の取組を強化してまいります。

最後に、農業の位置づけ、再構築への見解と取組についてのお尋ねをいただきました。

私たちの生活に欠かせない食を支える農業・農村の持続性を高めることは、SDGsにも掲げられる人類共通の目標です。

近年、人口減少や農業者の不足、気候変動の影響の顕在化など、環境が目まぐるしく変化し、時代は大きな転換点を迎えています。このようなときこそ、若者・女性、消費者等の価値観や発想も生かし、未来に続く農業・農村を創造する好機であります。

こうした認識の下、誰もが農業と農村、食の価値を再認識し、全員でパラダイムチェンジに挑戦しつつ、第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げる目標に向かい、守るべき農地のゾーニングとそこへの集中的な投資、徹底的にスマート技術に委ねる超省力的な農業の推進などの取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）それぞれ御答弁いただきました。

知事の言われる大転換点ということですが、歴史を見ても、残念ながら、やはり大パンデミックだとか、戦争だとか、技術革新で時代が変わってきているのが、今までの歴史の実態かと思います。IT等がどのような時代をつくっていくのか、非常に期待するところもありますが、不安なところでもあります。進路を誤らないようにかじ取りをしていただくことをお願いし、また期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次は小池久長議員であります、同議員の質問事項中、人事委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため青木悟人事委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）まずは、青木人事委員会委員長には御出席をいただきまして、ありがとうございます。

人口減少対策として外国人の誘致を進めている茨城県は、海外への魅力発信などに知見を生かしてもらおうと、来年度から外国人を事務系の職員として採用する方針を決めています。

茨城県は、人口減少が続く中、働き手などを確保するため、外国人から選ばれる県を目指すとしています。この一環として、これまで医師や看護師など医療系の一部職種のみに限っていた外国人の採用を、来年度から事務職でも行うことを決めました。在留外国人の生活のサポートに加え、県内で働く人や観光に訪れる人を増やすための魅力発信などに取り組んでもらう方針だということです。茨城県によりますと、現在の運用では外国人職員は課長級以上には就くことができませんが、今後、採用する職員の働き方を見ながら見直すことも検討するとしています。採用数の多い事務系の職員の国籍要件を撤廃するのは、関東地方では神奈川県に次いで2例目であります。

本県の国籍要件の議論につきましては、平成15年2月定例会本会議で議論がありましたので、改めて当時の見解を検証したいと思います。

「田中知事が、昇任や職種を制約しない形で、職員採用の国籍条項を撤廃したいという意向

を示したことに對し、県人事委員會は不適當と判断したと報道されています。国籍条項の撤廃について、地方分権の考え方からも、国の見解を踏まえるというだけの判断で果たしてよいのでしょうか」という問いに對しまして、当時の人事委員會委員長は、「地方分権の時代を迎え、職員の任用に当たりましては、法令等に基づき、当該地方公共団体が責任を持って自主的かつ適切に行っていかなければならないと考えております。我が国の憲法は国民主權の原理を国家統治の基本原則として採用しており、このことは、我が国の統治作用にかかわる職務に従事する公務員は日本国籍を有する者をもって充てられるべきことを要請しているものであります。地方公共団体も、基本的には国家の統治作用の一部を担うものであり、本県職員の職の中にもその職務の内容が統治作用の一部を担うものであり、本県職員の職の中にも、職務の内容が統治作用とのかかわり方やその程度によって、国民主權の原理に照らして、日本国籍を要する職と外国人の就任を認めて差し支えない職とが存在すると考えております。一方、国では、国籍要件に関し、従来から一貫して公權力の行使または公の意思の形成にかかわる公務員となるためには日本国籍を必要とするという見解で説明しており、この見解は公務員に関する基本原則と言われ、当委員會の考え方と合致するものであります。したがって、当委員會としては、国の見解を単に踏まえただけではなく、自分たちの判断としているわけですので、御理解を願いたい」との答弁でありました。

当時、田中知事は、「長野県は、かねてより、年齢や性別、あるいは経歴や肩書、さらには国籍や障害の別などを問わず、生きる意欲を有する、自律的に物事を判断し行動される方であるならば、そのだれをも温かく迎え入れ、また、それらの方々にチャレンジをする機会を与える、こうした社会でありたいとの目標を掲げております。職員の採用に当たりましては、幾つかの都道府県におきまして、一般行政職を含めて、国籍要件を既に撤廃をいたしております。11府県にも上るわけでございます。長野県におきましては、大変に残念ながら、一般行政職を初めとする多くの職種に関しまして、採用というまさに入り口の段階、チャレンジをする段階から日本国籍を有さない方々への門戸を閉ざしているところでございます。私たちの自治体というものは、まさにこれは、外交というものは国にゆだねているわけございまして、長野県の県民益を創出をするために長野県は存在するわけでございます。私は、真の県民益創出に向けて、働く意欲と気概を有する方であればひとしく長野県職員採用試験を受ける機会が与えられるべきであると、この考えに基づき、去る2月24日に、人事委員會に對しまして、正式に、職員採用における国籍要件撤廃の要請をいたしましたところでございます。なお、これに對しまして、この際、私は、当然の法理という言葉がございしますが、これは極めてあいまいもことした根拠でございまして、法のもとの平等や職業選択の自由という基本的人權を制約するのはこうした当然の法理であるという考え方、ある意味では、まさに客観性ではなく、主観的な考

え方でございまして、これは問題であると考えております」との見解でありました。

「信州未来共創戦略 みんなでつくる2050年のNAGANO」に記載されています2050年に
ありたい姿、2030年に目指す旗を達成すると想定される取組例をまとめたものの中に、「外国
人の増加が見込まれる中、現行制度上の課題など外国人政策全般を議論するため、有識者から
成る外国人政策検討会議（仮称）を設置」「設置目的に応じた審議会委員等への登用など、外
国人県民の社会参画を拡大」「県組織において、公権力の行使等にあたらない職務を遂行する
職について、その能力に応じて外国人の任用を推進」等が挙げられています。

そこで、県職員の外国人採用について、当時の判断から20年以上経過するが、外国人との共
生は不可欠である。一部府県では県職員の事務職に外国人を採用している。グローバルな長野
県を目指す上で、県職員に係る国籍要件の在り方につきまして人事委員会委員長に所見をお伺
いたします。

〔人事委員会委員長青木悟君登壇〕

○人事委員会委員長（青木悟君）職員採用に係る国籍要件の在り方について御質問をいただき
ました。

公務員の国籍要件につきましては、国の見解として、公権力の行使または公の意思の形成へ
の参画に関わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員になるためには
必ずしも日本国籍を必要としないという公務員に関する基本原則が示されているところでござ
います。

本県におきましても、従来からこの考え方を遵守すべきであると考えておりまして、現在実
施している職員採用試験において、原則として国籍要件を受験資格としておりますが、業務の
内容を鑑みまして、技術系の24職種につきましては国籍要件を外しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、他府県におきまして、公権力の行使または公の意思の形成への参
画に携わらない、いわゆる任用制限をつけて国籍要件を外す動きがあることは承知しているこ
ろでございます。

また、未来のNAGANO創造県民会議が策定いたしました信州未来共創戦略の今後検討す
べき具体的取組例の一つといたしまして、「県組織において、公権力の行使等にあたらない職
務を遂行する職について、その能力に応じて外国人の任用を推進」といったことが挙げられて
いることも承知しております。職員採用におきましては、多様な人材を確保する視点が必要と
も認識しているところでございます。

一方、地方公共団体の一般事務職におきまして、任用制限をつけた上で国籍要件を外す場合
には、仮に採用いたしましても、許認可や立入検査、あるいは県税の賦課徴収といったいわゆ
る公権力の行使に携わる職につきましては配置することができない、そういった人事管理上支

障が生じることが懸念されるところでございます。

こうした状況も踏まえまして、本県の職員採用における国籍要件の扱いにつきましては、実際に人事管理を担う任命権者の意向なども確認させていただきながら検討してまいり所存でございます。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）茅野市では、平成4年から当年令和7年まで39回市民号を企画し、公共交通維持のための取組を継続しています。また、同じ路線を走るライバル関係のJRとバス会社が利用者を増やすためにタッグを組む。盛岡駅と宮古駅を結ぶ区間で、JR東日本と岩手県北バスの共同経営が国土交通省から認可され、利用者の利便性を図ります。

令和6年能登半島地震は、多くの人命や家屋へ甚大な被害をもたらし、能登は今なお復旧・復興の途上であります。そんな中、能登地域の基幹交通として役割を果たすのと鉄道ができる取組として、地震の風化防止や災害の教訓を伝えるための語り部列車の運行を開始しました。列車の中では、震災を経験した社員が語り部となり、能登に何が起こり、人々が今何を思い、何を考え、生きているのか。穏やかな車窓からの風景とともに能登の今をお伝えしています。

そこで、人口減少社会において地域鉄道を維持していくためには、通勤や通学などの生活利用では限界があり、観光利用に積極的に取り組むべきではないか。その際、事業者や行政任せではなく、新たな資源として雇用、にぎわいを創出させるために地域住民も積極的に関わるべきと考えるが、小林交通政策局長の所見をお伺いいたします。

報道等で、都道府県知事を選ぶ地方選挙で、候補者が自身への投票を呼びかけずに他の候補者を応援する2馬力の選挙戦を展開したり、ポスター掲示枠を販売したりする事例が相次いだことを受け、鳥取、宮城など19府県の知事が、17日、「民主主義と地方自治を守るための緊急アピール」を発表しました。政府や選挙管理委員会、警察などの関係機関に迅速かつ万全な対応を求めたほか、政府と国会には抜本的な対策をスピード感を持って講じていくように要請するとしています。

鳥取県の平井知事が呼びかけ、阿部知事も賛同者に名を連ねられ、オンライン会議を開き、知事有志の共同の提言としてまとめられました。アピールは、2馬力の選挙戦について、選挙ビラやポスター、選挙カーの候補者1人当たりの数量制限に抵触するおそれがあると指摘。さらに、応援された側の候補者に対しても国民の疑念を生むとした。また、暴力行為や不適切なネット利用などが民主主義と地方自治を脅かしかねないものとなってきたとの危機感を表明いたしました。表現の自由や検閲の禁止の議論もありますけれども、投票率が下がる一方で、ますます選挙自体に信頼感が感じられなくなっています。そんなことも含めて、選挙と無関係

なポスターの掲示、２馬力選挙など、公職選挙法が想定していない事態が生じてきています。このような事態を政治家としてどのように受け止めているのか。阿部知事に所見をお伺いいたします。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）地域鉄道維持に向けました観光利用への取組と地域住民の関わりに関する所見についてのお尋ねでございます。

自家用車の利用拡大や人口減少などにより鉄道の利用者が減っている中、観光目的で利用を増やそうとする観点は大変に重要だと考えております。また、利用促進に取り組むに当たり、事業者や行政任せになってしまうという事例もありますので、地域住民が主体的に参画することも大切であると考えております。

県内では、上田電鉄別所線において、レトロな駅舎に合わせたはかま姿の地元の学生が車内で沿線の観光ガイドを実施しているという事例のほか、ＪＲ大糸線において、全国の鉄道ファンが集まるイベントに地域住民も参加して交流を深めている、こうした事例もあると承知しているところでございます。

地域の鉄道が、日常生活での利用にとどまらず、観光目的でも一層利用されるよう、地域の魅力をしっかりと発信していくとともに、地域住民の積極的な参画を引き続き県としても促してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、昨今、公職選挙法が想定していない事態が生じてきている。こうした事態を政治家としてどう受け止めているかという御質問であります。

御質問にも引用いただきましたように、私も含めた多くの知事が問題意識を持っておりまして、緊急アピールを出させていただきました。昨年来、東京都知事選挙や兵庫県知事選挙など公職選挙法の趣旨を著しく損なうような事態が生じているというふうに受け止めています。選挙ポスターの掲示枠を事実上売買するような形になってしまったり、自らの当選を目指さないと公言する方が立候補されたりということで、こうしたことはそもそも公職選挙法では想定していないというふうに思っています。ただ、想定していないから今までどおりでいいのかというと、全くそんなことはないというふうに思っています。

こうした事態を何とか変えなければいけないという思いで、私を含めた19府県の知事有志で今月17日に「民主主義と地方自治を守るための緊急アピール」を行わせていただき、総務副大臣や関係する国会議員等に要請させていただいたところでございます。

例えば、いわゆる２馬力選挙というものについて、これは選挙の七つ道具を各候補者に平等

に交付し公平な政策論争を担保する公選法の趣旨に反し、ビラ、ポスター、選挙運動用自動車等選挙運動の数量制限に抵触するおそれがあるのではないかとというふうに私たちは考えています。また、いわゆる2馬力選挙で実際に応援された側の候補者に対しても国民、有権者からの疑念を生じさせるということもありますし、また、勝手に応援されたとしても、応援された側にとっても事実上選挙運動が妨害されることにもつながりかねないというふうに考えております。

一方、選挙運動用ポスターについては、国では、公職選挙法の改正案、これは与野党から衆議院に提出されて、25日に衆議院の政治改革特別委員会で可決されているわけでありますので、成立してしっかり施行されることを期待しているところでございます。

公職選挙法で想定していないことが現実起きてしまっているわけであります。私としては、まずは選挙に立候補する候補者、私も候補者であったわけでありますが、やはり公選法の各規定はもとよりしっかり守らなければいけません。そして、公選法の趣旨も踏まえた公明かつ適正な選挙を行うということが必要だというふうに考えています。

仮に明確に法令に違反していない活動であっても、有権者から選挙の公正性について疑念を抱かれるよう行為を行うというのは、これはやはり候補者としては厳に慎むべきではないかというふうに思っております。特に、2馬力選挙のような他候補者の選挙運動に直接影響を与えるような活動は、仮に自身が勝手に応援されるということを考えると大変なことではないかなと思います。こうしたことは決して許されないものと考えております。

各候補者は、こうした疑念を持たれるような活動は主体的に行わない、自ら行わないようにしてもらふ必要があるというふうに思いますし、仮に自らを応援するような候補者がいる場合には毅然として拒否するなど、公正な選挙を確保できるように取り組まなければいけないというふうに考えています。

こうした緊急アピールを行わせていただき、国においても、各政党においても、一定程度こういう問題意識は共有していただけているというふうに思っています。やはり民主主義の基本は公平・公正な選挙であります。公平・公正さに疑念を持たれるようなことがあると、やはりこれは民主主義の危機だというふうに思いますので、我々は引き続きこうした問題提起は行っていきたいと思いますし、関係方面におかれましては、法制化や公選法の運用の厳格化にしっかり取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）先ほど人事委員会の委員長の御答弁もありましたけれども、時代が大きく変わる中で、やはり外国人の方との共存・共栄・共生ということもしっかりと考えていただ

き、ぜひ委員会内でもう一度議論をしていただくような環境をつくっていただければありがたいと思います。

知事から選挙の話もありましたけれども、やはり我々も選挙で選ばれてきたわけですから、選挙自体を軽んじられるということは我々も非常に心外でございます。ですから、有権者の方に関しましても、また、いろいろな応援をする方に関しましても、やはりそこらは規律を持ってやっていただいて、また、政治家自体がしっかりと地域の代表であることを有権者の方にも認識していただくような環境づくり、これはこれからの日本の行く末を決める大切なことですし、地方の浮沈を決めるようなことになろうかと思います。そんなことをお願いしつつ、また、県民の皆さんも日々非常に厳しい暮らしを強いられておりますので、あしたも明るい長野県であることを御期待申し上げまして、簡単ではございますけれども、御挨拶も含めて最後の締めとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時17分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）改革信州の佐藤千枝でございます。本日、一般質問最終日となりました。最後に質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、摂食障がい医療提供体制整備事業について伺います。

「長野県内に摂食障がい支援拠点病院の設置を」と県民に訴えて4,000筆以上の署名を集め、昨年11月11日、当事者団体、自助グループ「バステル・ポコ」と阿部知事との懇談会が開催されました。

摂食障害は、食行動を中心とした、主に神経性痩せ症、神経性過食症を指す障害です。バステル・ポコは、2018年から、東御市を拠点に、当事者本人や家族が安心して使える場所の提供、講演会、相談会などの活動を行っている団体です。さきの懇談会において、阿部知事から、長野県内の病院に支援拠点病院を指定する方向で進めたい、できるだけ早く皆さんの希望がかなうよう努力すると力強くお答えをいただきました。今回、令和7年度予算に反映させていただきましたこと、阿部知事の素早い英断に関係者の皆さんは大変感謝をしておられ、本日も傍聴席にお越しです。

以下、伺ってまいります。

摂食障がい患者の現状と課題をどのように把握しているのでしょうか。摂食障がい医療提供体制整備事業の目的と、期待される効果をどのように捉えているのでしょうか。摂食障がい支援拠点病院の指定を含め、事業内容についてはどうか。以上3点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

最後に、今後、長野県初となる摂食障がい医療提供体制整備事業の推進に向けて、当事者からの期待を受け、国の予算確保も併せ、阿部知事の力強い決意をお聞かせください。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には摂食障がい医療提供体制整備事業に関連して3点お尋ねがございました。

初めに、摂食障がい患者の現状と課題についてでございます。

摂食障がい患者は、女子中学生の100人に1人から2人、男子中学生の1,000人に2人から5人いると推計されており、県内の患者数は、国のレセプト調査によりますと、令和3年時点で約4,000人となっております。

摂食障害は、心身の両面に様々な影響が及び、複数の診療科での治療が必要な疾患ですが、病気に関する正しい知識の不足から、家庭や学校でも気づかれにくく、早期に適切な医療や支援が結びつきにくいという課題がございます。

次に、摂食障がい医療提供体制整備事業の目的と効果についてでございます。

この事業は、摂食障がい患者を早期治療につなげて社会復帰の促進を図ることを目的とし、専門的な相談支援等を行うコーディネーターを配置した摂食障がい支援拠点病院を指定するとともに、必要な医療や支援を受けることができるネットワークの構築を目指すものです。これらの取組を推進することで、摂食障害で苦しんでいる当事者や御家族の方々が適切な医療や支援を受けられるようになり、日常生活を安心して生き生きと過ごしながら社会参加されることを期待しております。

最後に、摂食障がい医療提供体制整備事業の内容についてでございます。

この事業は、摂食障がい支援拠点病院を中心に、医療機関や精神保健福祉センター、保健福祉事務所、市町村、学校などが協力して役割分担するコンソーシアム方式により、相談支援、普及啓発活動、支援ネットワークの構築を進めていくものです。

具体的には、電話相談や必要に応じた医療機関への橋渡しを行うための専任コーディネーターを支援拠点病院に配置するとともに、当事者の方々が必要な医療を受けることができるよう外来及び入院医療機関の受入れ促進を図るための取組を行います。

また、学校や市町村などが適切な支援を実施できるよう、摂食障害の特性や支援方法に関す

る研修会を実施するほか、SNSの活用やリーフレットの配布などによる啓発活動にも取り組んでまいります。このような取組を通じて、病気に関する正しい知識を広めることにより、摂食障害の患者の方々が早期に適切な医療や支援を受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはこの摂食障がい医療提供体制整備事業の推進に向けた決意という御質問をいただきました。

御質問でも言及いただきましたが、昨年の11月、摂食障害の当事者の方々などと意見交換をさせていただき、本当に様々な困難、課題を共有していただきました。大変悲痛な思い、あるいは周囲の方々の無理解、さらには、なかなか県内で必要な医療を十分に受けることが難しいといったような声をお伺いする中で、県としてこの支援体制をしっかりと構築していかなければいけないという思いを強くして、今回、予算化させていただいたところでございます。

今後、相談体制の強化、県全体での診療・支援体制の構築、また、病気に関する普及啓発などに取り組むことによりまして、当事者や御家族の方々が安心して相談、受診できる環境を整備し、困難を抱えていらっしゃる方々の早期の社会復帰を支援していきたいというふうに考えております。

事業を進めるに当たりましては、国に対して引き続き必要な予算の確保を働きかけていきたいというふうに思います。また、支援拠点病院の指定にとどまらず、その先にある誰もが取り残されず、全ての県民の皆様方が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、当事者の皆様方に寄り添いつつ、取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁いただきました。

パステル・ポコ本人の会代表の柳橋悠香さんから、阿部知事の英断に対し、私の元にメッセージが届きました。せっかくですので、この場をお借りして申し上げます。

早期に対応していただき感謝しています。若年層の発症が低年齢化している中、早期発見、早期治療、そして予防のため、関係機関との連携を図り、支援拠点病院の機能が円滑に進むよう願います。学校における学齢期の対象者への相談支援は、主に養護教諭の役割が重要です。長野県各地の患者が平均して誰もが専門の医療が受けられるよう、また、病識のない方や重症な方も諦めずに医療につなげるよう願いますというメッセージです。

長野県初のセンター設置の事業です。しかも、他県のセンター設置と異なり、本県では、当事者やその家族からの発信で実現されることとなりますので、センター設置済みの他県からも

注目されているところです。対象者が諦めずに、安心、信頼して医療につながれますことを切にお願いいたします。

次に、こどもまんなか施策について質問いたします。

近年、スマートフォンやタブレットなどの情報端末が急速に普及し、子供たちの生活に欠かせないものとなっています。

一方、情報端末利用の低年齢化や長時間化が進行し、ネット依存、視力低下、メンタルヘルス不調など深刻な問題が顕在化しています。

NPO法人子どもとメディア信州では、長野県と長野県教育委員会の共催で行われた「情報端末等とのよりよい関わりに向けたアンケート」の結果が公表されました。SNSの諸問題に対処するためには、学校、家庭、地域が連携し、子供たちの情報端末利用について適切なルールづくりとネットリテラシー教育が必要と考えます。

そこで、子供のインターネットの適正利用について伺っていきます。

今回実施したアンケート調査結果を踏まえ、子供のインターネットやスマホの利用の実態と課題について伺います。

次に、インターネットやSNS利用による誹謗中傷やいじめ、性被害など、ネット利用に関して困り事を抱えている子供からの相談状況についてはどうか。また、寄せられた相談を踏まえ、今後の対策をどのように進めていくのかを伺います。

次に、令和2年度から行われているアンケート調査ですが、スマホ等の使用による健康面での調査項目がないこと、また、乳幼児からのスマホデビューの実態を踏まえ、幼児を持つ保護者からの調査も必要であることから、関係する部局とも連携して取り組むべきと考えます。県の所見を伺います。

また、長野県青少年インターネット適正利用推進協議会の参加団体として長野県保育連盟などの関係団体にもお声がけし、リテラシー教育の普及啓発をさらに強化していただきたく、御所見を伺います。

子供たちが情報モラルを向上させ、スマホ等とのよりよい関わりを持つためには、保護者への情報リテラシー教育、親子で使用時間を決めたり、不適切なサイトや動画の閲覧を制止したりするペアレンタルコントロールの設定、また、仮称ですが、メディアコントロールデーの日を定めるなどのアクションを起こすべきと考えます。県の見解と現在の取組について、以上4点、高橋こども若者局長に伺います。

次に、子供の権利に関する県の取組について伺っていきます。

こども基本法が施行され、こども大綱が閣議決定されたことを受け、現在、長野県子ども・若者支援総合計画の一部改定が進められています。私が委員である青少年問題協議会において

も説明がありました。

そこで、伺います。長野県子ども・若者支援総合計画の一部改定が進められていますが、改定の検討経過と主な内容について伺います。

平成26年に制定された長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づいて、これまでの取組とその成果はどうか。以上2点、高橋こども若者局長に伺います。

こどもまんなかの施策に積極的に取り組む長野県として、子供の意見の反映や、子供の人権、子供の権利について、計画だけでなく、さらに条例で位置づける必要があるのではないかと考えます。昨日、グレート無茶議員からも質問がありましたが、私からも阿部知事の御所見を伺います。

次に、農業水利施設の更新について伺います。

持続的な農業・農村の発展のためには、農業者が恵まれた気候と立地条件、高い技術力を生かし、高品質な農産物を安定的に生産供給することにより、県内外の多くの人々から支持され、魅力ある農業の活性化を図らなければならないと考えます。

そこで、基幹的農業水利施設の長寿命化と老朽化した畑地かんがい施設の更新について質問いたします。

神川左岸幹線水路は、菅平ダムを水源とし、神川の真田地籍から取水した用水を上田市東部から東御市まで管路でつなぎ、およそ1,200ヘクタールの農地を潤しています。神川左岸幹線水路の管理主体は長野県神川沿岸土地改良区であり、受益者3,700人余の負担金や、長野県、上田市、東御市の補助金によって運営されています。

農業基盤である神川左岸幹線水路は、設置から50年が過ぎ、老朽化が顕著になってきています。昨年6月、本管が破損し、5日から1週間の断水が数回起こり、農薬散布やかん水が適期にできず、農作業に支障を来しました。耕作者たちは対応にかなり苦労されています。

そこで、お聞きいたします。

多くの農地まで農業用水を供給する基幹的農業水利施設は、重要な農業インフラとして計画的な長寿命化が重要と考えます。基幹的農業水利施設の長寿命化に対する県の方針と実施状況について伺います。

果樹産地において、畑地かんがい施設は重要な施設として整備されてきましたが、その多くが老朽化しています。県内における畑地かんがい施設の更新状況と今後の更新の進め方について2点、小林農政部長にお聞きします。

続いて、空き家対策について伺っていきます。

全国の空き家総数は増加の一途をたどり、空き家率は13.8%であり、2023年には900万戸と過去最大となっています。

長野県においては、空き家率は20%、空き家数20万8,000戸に上り、長野県は全国で6番目に高い水準にあります。このような状況の中、2023年12月には、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、市町村による対応策が拡充されました。

改正法では、特に管理不全空家等という区分が新設され、放置されれば特定空家になる恐れのある空き家についても、早期の段階から指導・勧告の対象とすることが可能となりました。また、勧告を受けた空き家は固定資産税の住宅用地特例が解除されるなど、所有者による適正管理を促す仕組みも導入されています。

空き家対策は、法律上、市町村の責務とされていますが、地域の特性に合わせた対策を実施できるよう、都道府県も、市町村に対する情報提供や技術的な助言、連携調整など、必要な援助を行うよう努めなければならないとされています。

そこで、質問いたします。

今後も空き家の増加が想定される中、空き家の利活用の促進に向けて、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、空き家に対する取組はどのように変化したのでしょうか。

空き家に関するワンストップ窓口として、外部委託により空き家相談に対する安定的、効果的サービスの提供を開始した自治体があります。県内市町村の状況を伺います。

近い将来空き家になる可能性のある住宅について、空き家にすることなく中古住宅の流通を促す仕組みの検討として、来年度の新規事業に空き家等の市場流通促進事業が予定されています。本事業の内容についてどうか。以上3点を新田建設部長に伺います。

加えて、利活用されていない物件を地域おこし協力隊等が中心となって様々な人々と交流しながらD I Yを行うイベントの開催促進を目指した共創人口構築事業を令和4年度から実施し、県内各地で空き家D I Yイベントが開催されています。

D I Yとは、英語で、Do It Yourselfの略語で、不動産取引の対象にならない家屋や商店を、コストをかけないで、専門業者でない地元やN P Oの人たちが自分でつくったり修繕したりして町のにぎわいや住民を巻き込んで地域を活性化していく事業であります。

私ども改革信州では、今年1月、長和町和田宿を拠点とし、人や物をつなぐ縄目になろうと、地域おこし協力隊同期の女性2名による合同会社ナワメ社の視察を行いました。和田塾の中で、地域との様々な関わり合いを提案し、ローカルにおける自分らしい生き方を実現する手段として、シェアハウスの運営や住まいのマッチング、好きなことを仕事にするなりわいづくり支援などを行っているチームです。まさにD I Yの事業の取組です。この事業が今年度で終了となる中、3年間の実績や効果はどうでしょう。また、今後つながり人口創出のためにどのように取組を進めていくのでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には6項目にわたり御質問をいただきました。
順次お答えします。

まず、子供のインターネットやスマホ等の利用実態と課題についてであります。

御質問いただいた調査は、児童生徒のスマホ等の利用実態や保護者の認識を把握するために、小学校3年生から高校3年生までの児童生徒と小中学生の保護者を対象に実施しておりまして、今回の調査結果では、小学校3年生の半数がスマホを使用しているなど、スマホ等の使用の低年齢化が進んでいること、学年が上がるにつれ平日の学習以外での使用時間が長くなり、長時間使用が日常化、習慣化している子供がいることなどが実態として明らかになっており、子供のスマホ等の使用に伴うリスクに対する保護者の認識不足や、子供と使用ルールを話し合うペアレンタルコントロールが行われていないことなどが課題であると考えております。

次に、ネット利用に関する子供から県への相談状況と今後の対策についてであります。

ネットトラブル等に関する子供の相談には、様々な悩み全般を受け付ける子ども支援センターや学校生活相談センターが対応しておりまして、高度な知識が必要な案件については専門機関の助言や支援を求め、被害の拡大防止や迅速な解決に努めております。

インターネットやSNSの利用拡大に伴い、ネットトラブルはより複雑化、多様化し、低年齢化する傾向にありまして、専門機関で相談支援を行う件数は令和3年度以降300件を超えて推移している状況であります。相談内容としては、性的画像の流出やネットいじめ、詐欺等の被害に遭うケースのほか、軽い気持ちでの投稿がきっかけで子供が誹謗中傷や個人情報流出の加害者となる事案もあったと承知しております。

今後の対策としては、子供たちを被害者にも加害者にもしないように学校等での情報モラル教育を充実することや、トラブルが起こった際の相談先や対処法をまとめたウェブページ「信州ネットトラブルバスターズ」のさらなる周知啓発に努めるほか、インターネット適正利用推進協議会と連携し、相談事例の共有や研修会の開催に取り組んでまいります。

続いて、アンケートの調査内容の見直しと幼児期の情報リテラシーの啓発についてのお尋ねです。

インターネット利用の低年齢化、長時間化による依存症、睡眠不足、視力低下など、子供の心身への影響は社会的に大きな問題となっており、議員からも御指摘をいただきました健康面への影響を幼児期から把握することは重要であることから、今後の調査実施に当たっては、健康福祉部とも連携して調査内容を検討してまいります。

また、子供が幼児期にスマホを利用し始める段階で、動画やゲームを親子で利用しながら利用習慣の基礎をつくることは大事なことでと認識しておりまして、保育や幼児教育に関わる団体の皆様にも、インターネット適正利用推進協議会への加入を呼びかけ、保護者等への情報リ

テラシーの普及啓発を一緒に進めてまいりたいと考えております。

続いて、保護者への情報リテラシー教育等に関する考え方と現在の取組についてであります。

今回の調査結果では、時間制限やフィルタリング等のペアレンタルコントロールについて、小学生の約3割、中学生の約5割、高校生では約7割は設定しておりませんでした。また、国の調査でも、子供のネット利用にフィルタリング設定をしていない保護者が半数以上となっており、保護者の情報リテラシーを高め、ペアレンタルコントロールなどについて家庭で話し合うことは重要な取組であると考えております。

県では、ネットの適正利用に関する啓発チラシを小中学生がいる家庭に配付するとともに、市町村を通じた乳幼児の保護者への啓発や、PTAなどが情報モラルを自主的に学ぶ研修会への助成などの取組を通じて保護者の情報リテラシーの向上や意識啓発を行っております。

御質問にありましたメディアコントロールデーにつきましては、県内でも、学校単位で設定し、家庭や地域で実践している事例もありまして、県で統一した日を設けるよりも、地域や学校の実情に応じて取り組むほうが望ましいと考えますので、市町村に実践事例を示し、働きかけてまいりたいと考えております。今後は、海外でSNSの利用規制の動きがある中、国において、インターネット上の青少年の保護に関する検討が始まったところであり、こども家庭庁が立ち上げたワーキンググループの議論などを注視してまいりたいと考えております。

次に、子ども・若者支援総合計画の改定の検討経過と主な内容についてのお尋ねであります。

しあわせ信州創造プラン3.0の個別計画として令和5年3月に策定した子ども・若者支援総合計画につきましては、計画策定後のこども基本法の施行やこども大綱の決定を受け、基本姿勢の見直しや施策内容の追加を行うため、今年度中の一部改定に向けて作業を進めてきております。

改定に当たりましては、子供・若者の意見を反映させるため、こどもモニターへのアンケート調査や若者との様々な意見交換等を行い、子供・若者を取り巻く状況や課題の把握に努めた上で改定案を作成し、長野県青少年問題協議会に説明し、御議論をいただいたところであります。

今回の一部改定では、こども基本法に基づく計画としての位置づけを追加するとともに、計画の基本姿勢に子供・若者を権利の主体として明確に位置づけ、個人としての尊重、意見の施策への反映、社会参画などについて明記してまいります。

改定に合わせまして、計画策定以降の子供・若者の新たな施策、例えば、県と市町村による長野県若者・子育て世代応援プロジェクトや子育て家庭応援プラン、そして、若者施策の充実強化など県の予算で新たに施策化した事業、それから、信州未来共創戦略に基づく県アクションの取組などを追加して記載したいと考えております。

改定後の計画の基本姿勢に、子供・若者起点、意見反映、共創の実現を掲げて、今後、子供・若者の意見をさらに施策に反映するとともに、子供・若者施策の一層の推進に取り組んでまいります。

最後に、子供の支援に関する条例に基づく取組と成果についてであります。

県では、いじめや虐待等のつらさや悩みを抱える子供たちを支援するため、子供の支援に関する条例に基づき、子ども支援センターでの相談対応や子ども支援委員会で人権救済に関する調査審議などを行ってきました。

子ども支援センターで対応する年間約1,000件の相談のうち半数近くが子供からのもので、家族や友人との関係、学習や進路に悩む子供の声に相談員が直接耳を傾け、不安な気持ちに寄り添った受け答えをしております。

一方、保護者からは、学校での子供の様子や子育てに関する悩みが多く寄せられていますが、相談者の意向を踏まえた上で、できるだけ早期によりよい支援につながるよう、市町村、学校、教育委員会等と連携を図っておりまして、引き続き子供や保護者の相談に丁寧に対応してまいります。

また、子ども支援委員会では、センターの相談対応への助言を定期的に行ってきたほか、人権救済の申出事案に対して調査審議を行い、県教育委員会へ2件の勧告をいたしました。当該事案では、勧告に至るまでに長い時間を要したことから、今後は迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、こどもまんなか施策に関連して、長野県として子供の意見の政策への反映や、子供の権利については条例でも位置づける必要があると考えるがどうかという御質問でございます。

こども基本法やこども大綱など国の大きな動きもあり、子ども支援条例を制定した当時と比べますと、子供たちを取り巻く社会環境や支える制度などに大きな変化が生じてきているところであり、県としては、子供の権利にこれまで以上にしっかりと向き合うことが必要だというふうに考えております。

そのため、子供が権利の主体であることを子ども・若者支援総合計画の基本姿勢に位置づけるよう改定して、今後、子供の意見表明の機会の確保、施策への意見反映、子供の社会参画のほか、子供の視点に立った情報提供などをさらに進めていきたいというふうに考えております。

計画だけではなくて条例にも位置づける必要があるという御提案をいただいたわけですが、子供の権利に関して、改めて、条例に定めるかどうか、これは、人権全般を包括する条例の検

討を行っていかうとしておりますので、今後長野県人権政策審議会の議論なども踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業水利施設の更新について２点御質問をいただきました。

まず、基幹的農業水利施設の長寿命化についてのお尋ねです。

県では、基幹的農業水利施設のうち、サイホンや水路橋などの重要構造物の長寿命化対策を重点的に進めています。県内には685か所の重要構造物があり、令和９年度までに対策が必要とされる66か所のうちこれまでに60か所の対策を完了したところでございます。引き続き長寿命化計画に基づき、計画的に補修や更新を進めてまいります。

次に、畑地かんがい施設の更新状況と進め方についてのお尋ねです。

県内の畑地かんがい施設は、昭和40年代から平成初期に整備されたものが多く、順次大規模な更新の時期を迎えてきております。かんがい施設が整備されている圃場約１万5,000ヘクタールのうち、これまでに約２割の3,100ヘクタール余りを計画的に更新してきました。

今後も、本県が目指す日本一の果樹産地を支える畑地かんがい施設については、担い手の皆さんの要望をしっかりと聞きしながら、地域計画に基づき、必要とする整備や方針を進めてまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には空き家対策について３点質問をいただきました。

今回の法改正では、さらなる空き家の取組を推進するため、空き家の活用拡大、管理の確保及び特定空家の除却などの３点で対応が強化されました。

まず、１点目の活用拡大では、市町村が空家等管理活用支援法人を指定することにより、市町村からの情報提供を受け、所有者との相談などを行うことができるようになりました。

また、２点目の管理の確保では、放置すれば特定空家になるおそれのある管理不全空家に対し、市町村による指導・勧告が可能となり、勧告を受けた場合は、固定資産税の住宅用地特例の６分の１が解除されることになります。

さらに、３点目は、緊急時には、市町村が、除却などが必要な特定空家の所有者に対する命令等の手続を経ずに代執行が可能となっております。法改正を受けて、各市町村においてこれらの取組がより図られるものと認識しております。

次に、空き家の相談窓口の外部委託の状況について御質問いただきました。

御質問の空き家に関するワンストップ窓口については、空家等管理活用支援法人による活動

と認識しておりますが、同法人の業務は、空き家の活用及び管理の相談窓口や市町村からの委託に基づく所有者の探索などが可能となっています。県内では、4市1町において同法人による空き家に関する相談業務を始めたところでございます。

最後に、次年度に実施予定の空き家等の市場流通促進事業について御質問をいただきました。

2025年には、団塊の世代が75歳以上になります。これまで以上に空き家の増加が想定されることから、高齢者の単身世帯が現在居住する持家、いわゆる空き家予備軍への対応が急務となっております。一度空き家にとすると住宅は劣化が進行することから、空き家にする前に市場に流通させる仕組みが重要だと考えております。高齢単身者が施設などへ入居した場合などに、空き家にせずに市場に流通させる金融手法や信託制度などがあることから、本事業では、金融機関や司法書士などの専門家とも連携し、これらの制度の課題を洗い出し、長野県に合った制度や支援策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には共創人口構築事業の成果とつながり人口の創出について御質問をいただきました。

空き家のリノベーションをイベント化し、つながり人口の創出を目指す共創人口構築事業では、参加者同士が交流しながら自分の地域でどのような空き家DIYイベントを開催したいかを主体的に考える研修会を開催したほか、6市町村の住民等と共に、地域に合わせた空き家DIYイベントをモデル的に開催したところです。成果としては、研修参加者が自主的に空き家DIYイベントを開催するなど、取組が県内に広がりを見せていることが挙げられます。

また、今年2月にモデル事業の発表の場として開催したフォーラムでは、DIYイベントに参加した大学生が翌年には主催者としてイベントを継続している事例や、イベントに延べ230人もの方々が参加し、つながりが県内外に大きく広がっている事例等が発表され、この事業によって生まれたつながり人口が地域に好影響を与えていることも実感したところです。

来年度は、地域発元気づくり支援金において、地域内外の人々の交流拠点の設置、活用など、関係人口創出に向けた取組を重点支援対象事業として補助率をかさ上げし、空き家DIYイベントなどの地域での自発的な開催を支援するほか、新たに地域で活躍するキーパーソン等と都市圏の若者との交流により、つながり人口のネットワークを構築し、人が人を呼ぶ好循環を生み出す信州つなぐストーリー事業などを実施し、これまでの成果を踏まえ、さらに多くの関わり代をつくり、多様な方々に継続的に長野県につながっていただくことを目指し、市町村等と連携して取組を進めてまいります。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君） 3項目それぞれ御答弁をいただきました。

こどもまんなか施策についてですが、オーストラリアでは16歳未満のSNS利用を禁止する法案が可決、フランスでは15歳未満の子供がSNSを利用する際に保護者の同意を必要とする法律が制定されるなど、SNSの利用をめぐる各国の取組が始まっております。

こども家庭庁では、昨年11月、SNSに起因する様々なリスクから子供を守るための議論が始まりました。被害に遭う前の安心・安全、そして正しい利活用の推進に向けた啓発や取組にも期待しております。

子供の権利に関する質問に対しまして、阿部知事から人権条例制定に向けた御答弁がありました。子供の誰もが幸せを実感できる社会の実現に向けて、子供の声を聞くこと、子供の権利を守ることを念頭に、部局横断での一層の取組をお願いします。また、これから始まる人権政策審議会の議論にも期待をしております。

農業水利施設の更新ですが、畑作農業にとって、水は命同然です。全県に広がる老朽化した農業水利施設の保全に向け御尽力いただくとともに、各圏域ごとに農業者からの要望や困り事を気軽に相談できる窓口対応、今後の方策や御支援をお願いします。

空き家問題については、地域社会の活性化、安全・安心な暮らしの実現を妨げる要因となっておりますので、特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを受けまして、市町村や関係機関と連携し、地域活性化の実現を目指していく必要があると思います。これからも住みよい信州であるための取組を期待いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君） 以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（山岸喜昭君） お諮りいたします。第85号「副知事の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定

いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る11月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●議員提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例案提
出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子	毛 利 栄 子	宮 本 衡 司
大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	花 岡 賢 一
百 瀬 智 之	川 上 信 彦	山 口 典 久
依 田 明 善		

賛 成 者

共 田 武 史	服 部 宏 昭	萩 原 清
---------	---------	-------

佐々木	祥二	西沢	正隆	小池	清
丸山	栄一	堀内	孝人	酒井	茂
寺沢	功希	竹内	正美	丸茂	岳人
大井	岳夫	山田	英喜	向山	賢悟
早川	大地	垣内	将邦	青木	崇
荒井	武志	高島	陽子	埋橋	茂人
中川	博司	望月	義寿	佐藤	千枝
丸山	寿子	竹村	直子	小林	陽子
林	和明	小池	久長	清水	正康
小林	あや	奥村	健仁	グレート	無茶
加藤	康治	勝野	智行	勝山	秀夫
和田	明子	両角	友成	藤岡	義英
宮澤	敏文	小林	君男		

地方自治法第112条及び長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間	辰一	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子	共田	武史

賛成者

宮本	衡司	服部	宏昭	萩原	清
佐々木	祥二	西沢	正隆	小池	清
丸山	栄一	依田	明善	堀内	孝人
酒井	茂	寺沢	功希	大畑	俊隆
宮下	克彦	竹内	正美	丸茂	岳人
大井	岳夫	山田	英喜	向山	賢悟
早川	大地	垣内	将邦	青木	崇

荒井武志	高島陽子	埋橋茂人
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	川上信彦
加藤康治	勝野智行	勝山秀夫
和田明子	両角友成	山口典久
藤岡義英	宮澤敏文	小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一

賛成者

小林東一郎	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子

川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

民間医療機関に対する支援の充実を求める意見書案提出
書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書案提出
書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎 毛 利 栄 子

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求

める意見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎 毛 利 栄 子

賛 成 者

風 間 辰 一 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司

小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善

堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史

寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦

竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫

山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地

垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志

高 島 陽 子 埋 橋 茂 人 中 川 博 司

花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝

丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子

林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長

百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や

奥 村 健 仁 グレート無茶 清 水 純 子

川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行

勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成

山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文

小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める意見書案提出
書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一	小 林 東一郎		
賛 成 者			
小 山 仁 志	服 部 宏 昭	萩 原 清	
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司	
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善	
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史	
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地	
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志	
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司	
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子	
林 和 明	小 池 久 長	百 瀬 智 之	
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁	
グレート無茶	清 水 純 子	川 上 信 彦	
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	
毛 利 栄 子	和 田 明 子	両 角 友 成	
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	
小 林 君 男			

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善

堀	内	孝	人	酒	井	茂	共	田	武	史
寺	沢	功	希	大	畑	俊	宮	下	克	彦
竹	内	正	美	丸	茂	岳	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木	崇	荒	井	武	志
高	島	陽	子	埋	橋	茂	中	川	博	司
花	岡	賢	一	望	月	義	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	子	竹	村	直	小	林	陽	子
林		和	明	小	山	仁	小	池	久	長
百	瀬	智	之	清	水	正	小	林	あ	や
奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト	無	茶	
川	上	信	彦	加	藤	康	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	和	田	明	子
両	角	友	成	山	口	典	藤	岡	義	英
宮	澤	敏	文	小	林	君	男			

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求
める意見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 山 仁 志

賛 成 者

風	間	辰	一	服	部	宏	昭	萩	原	清
佐	々	木	祥	二	西	沢	正	隆	宮	本
小	池		清	丸	山	栄	一	依	田	明
堀	内	孝	人	酒	井	茂	共	田	武	史
寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大

垣内将邦	青木崇	小林東一郎
荒井武志	高島陽子	埋橋茂人
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見

書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

小林東一郎 小山仁志 毛利栄子

賛成者

風間辰一	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子

林	和	明	小	池	久	長	百	瀬	智	之
清	水	正	小	林	あ	や	奥	村	健	仁
グ	レ	ー	清	水	純	子	川	上	信	彦
加	藤	康	勝	野	智	行	勝	山	秀	夫
和	田	明	両	角	友	成	山	口	典	久
藤	岡	義	宮	澤	敏	文	小	林	君	男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意
見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

風	間	辰	一	服	部	宏	昭	萩	原	清
佐	々	木	祥	西	沢	正	隆	宮	本	衡
小	池		清	丸	山	栄	一	依	田	明
堀	内	孝	人	酒	井		茂	共	田	武
寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大
垣	内	将	邦	青	木		崇	小	林	東
荒	井	武	志	高	島	陽	子	埋	橋	茂
中	川	博	司	花	岡	賢	一	望	月	義
佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子	竹	村	直
小	林	陽	子	林		和	明	小	山	仁
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明

両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議
論を求める意見書案提出書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東 一 郎 小 山 仁 志

清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

宮 本 衡 司 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 小 池 清

丸 山 栄 一 依 田 明 善 堀 内 孝 人

酒 井 茂 共 田 武 史 寺 沢 功 希

大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦 竹 内 正 美

丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜

向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 将 邦

青 木 崇 荒 井 武 志 高 島 陽 子

埋 橋 茂 人 中 川 博 司 花 岡 賢 一

望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子

竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明

小 池 久 長 百 瀬 智 之 清 水 正 康

小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶

川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行

勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成

山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文

小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

米の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案提出
書

令和7年2月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎 毛 利 栄 子

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第３号「日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案」、議第４号「民間医療機関に対する支援の充実を求める意見書案」、議第５号「寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書案」、議第６号「持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求める意見書案」、議第７号「治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める意見書案」、議第８号「公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書案」、議第９号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書案」、議第10号「ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見書案」、議第11号「性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意見書案」、議第12号「高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議論を求める意見書案」及び議第13号「米の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第１号「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

風間辰一議員。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）議第１号「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例案」について、提案者を代表しまして提案理由の説明をいたします。

私は、環境政策推進議員連盟及び県産材利用・脱炭素推進条例（仮称）制定検討調査会の会長としてこの条例案の検討を進めてまいりましたので、その検討経過を踏まえ、御説明を申し

上げます。

まず、本条例案を提案するに至った経緯であります。

全国有数の森林県である本県は、豊富な森林資源を有しており、環境政策推進議員連盟において、本県の恵まれた森林資源を生かした脱炭素化の取組について調査検討を進めてまいりました。

そうした中で、関係の事業者、具体的には、長野森林組合、長野県木材協同組合連合会、長野県建設業協会から現状や課題等についてお聞きし、県産材の利用の促進に係る条例の制定を求める声をいただいたことから、県産材の利用の促進はもとより、脱炭素社会の実現も目的とした新たな条例の制定を目指すこととし、その制定に向けた検討を行うため、議員連盟に調査会を設置いたしました。

調査会は、昨年3月に第1回調査会を開催して以降、議員各位の御協力の下、延べ7回開催し、条例に規定すべき項目、内容について議論を深めてまいりました。この間、市長会、町村会に対する説明を行い、市町村の皆様からも条例の制定について前向きな御意見を頂戴したところであります。

昨年12月には、条例の骨子案を取りまとめ、昨年12月から1か月間パブリックコメントを実施し、県民の皆様からいただいた意見を踏まえまして、このたび、条例案として取りまとめたものであります。

次に、条例案の内容について説明いたします。

条例の名称は、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例といたしました。先ほども申し上げましたとおり、本条例の目指すところは、本県の豊富な森林資源を生かし、県産材のさらなる利用の促進と脱炭素社会の実現につなげることであります。こうした本条例の趣旨を表現する名称としてこのような条例名としたところであります。

前文においては、近年、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業・木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分ではないとの認識の下、県産材の利用の促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定することとしております。

目的においては、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、あわせて、森林資源の循環利用の確立による林業・木材産業等の持続的な発展を図ることにより、地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することとしております。

基本理念においては、木材の流通における川上から川中、川下までのそれぞれの産業を持続可能な産業として振興するといった条例全体を貫く基本的な考え方を定めております。

次に、県の責務、市町村との連携等について規定するとともに、県民及び関係する事業者

ついて、条例の目的の実現に向け、その果たすべき役割を定めております。

次に、県産材の利用の促進に関する基本的な施策について定めておりますが、このうち特徴的なものについて御説明いたします。

一つ目として、公共建築物等における県産材の利用の促進であります。具体的には、県は公共建築物、公共土木施設の整備に当たり、自ら率先して県産材の利用に努めなければならないことや、市町村等が整備する公共建築物、公共土木施設における県産材の利用を促進するため必要な施策を講じることを定めております。

二つ目として、木材の加工、流通に関する体制の整備であります。具体的には、県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するため、県は製材を含む木材の加工や木材の流通に係る体制の整備について支援を講ずることを定めております。

三つ目として、脱炭素社会の実現に向けた取組であります。具体的には、建築分野で県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援を講ずることを定めております。これにより、税の減免措置などの取組の根拠となります。また、カーボンクレジットの活用をはじめ、県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組を推進することも定めております。

次に、条例に基づく施策の実効性を担保するための規定として、知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならないことや、県の努力義務として必要な財政上の措置を講ずることを定めております。また、県が講じた施策の実施状況等について議会への報告及び概要の公表を義務づけております。

以上、条例案の概要について申し上げます。

信州の森で育まれた県産材の利用を進めることは、地域経済の活性化、森林の若返り、災害に強い森林づくり、さらには脱炭素社会の実現など、様々な分野での貢献が期待されるものであります。

こうした中、今まさに県内の人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず、県産材の利用は十分とは言えない状況であります。本条例の制定を機に、県民一人一人が県産材を利用することの意義について改めて認識を深めるとともに、あらゆる場面において県産材の利用が促進されることを大いに期待するものであります。

先日の代表質問においても、条例制定後の取組について知事にお伺いし、県有施設の木造化・木質化を積極的に推進していく旨の御答弁をいただいたところであります。知事におかれましては、ぜひとも我々議員の思いを酌んでいただき、本条例を有効に活用して、県を挙げて県産材の利用の促進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以上申し上げます理由から本条例案を提出した次第であります。議員各位におかれましては、御趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明

といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第2号「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書案」について、提案者を代表し、その趣旨を説明申し上げます。

本県を含む全国の地方自治体では、長年にわたり東京一極集中の是正に向けた取組を進めてきました。しかし、人口減少の加速、若者の流出、財政格差の拡大といった問題は改善されず、むしろ深刻化しています。

昨年、本県の人口は約半世紀ぶりに200万人を割り込み、地方の活力が著しく低下していることが明らかになりました。今議会の一般質問においても、東京と地方の格差がもはや看過できない水準に達しているとの認識が示されました。

また、教育や子育てにおける地域間格差も明白になり、特に、財政力の格差によって地方の子供たちが東京都と同様の教育環境や支援を受けられないという課題が浮き彫りとなりました。

こうした状況に対し、知事も私たちと考えを共有し、地方の活性化を図るためには抜本的な改革が必要であるとの認識を示しております。

東京と地方は対立するものではなく、共存共栄の関係を築くことが重要です。しかし、そのためのバランスを取る役割を担うべき国が十分な対策を講じてこなかったことが現在の格差を

生む原因です。東京の活力を維持しつつ、地方が持続的に発展できる仕組みを構築することは、国全体の成長にも不可欠であり、今こそ政府がその責任を果たすべきときです。

こうした地方の実情について全国の道府県議会からも声を上げていただきたく、本年1月7日には、自由民主党県議団風間団長より各道府県議会の会派に対し意見書の提出の働きかけを行いました。

しかし、この問題は、特定の政党や会派にとどまるものではなく、全ての地方自治体が共通して直面している喫緊の課題です。したがって、自民党県議団だけでなく、様々なチャンネルを通じて協力し、より多くの自治体が一丸となって国に対して改善を求める必要があります。

このような観点から、本県議会として、国及び政府に対し、この意見書を通じて、地方と東京の共存共栄を実現し、国全体の持続可能な発展に寄与する政策の実現を求めるものです。

議員各位におかれましては、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る3月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時13分散会